

第2章 財政状況

2-1 本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者の状況及び年金扶養比率、総合費用率などの財政指標の状況について述べる。

1 財政収支の現状及び推移

(1) 平成25年度の財政収支状況

2-2 図表2-1-1は、平成25(2013)年度決算における財政収支状況をまとめたものである。本表は、各制度の決算で基準となっている簿価ベースの数値を基本として記載しているが、参考として、財政状況の把握の基本となる時価ベースの数値も併せて記載している。

2-3 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が31兆539億円、国庫・公経済負担が11兆4,605億円、運用収入が簿価ベースで3兆7,332億円、時価ベースで13兆5,594億円などとなっている。

国共済及び地共済の収入項目にある追加費用¹は1兆373億円、厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金²は2,630億円、厚生年金の収入項目にある職域等費用納付金³は1,594億円、解散厚生年金基金等徴収金⁴は1,449億円となっている。

2-4 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目には、積立金より受入2兆4,749億円がある。これは、平成16年改正以降、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上しているものである。当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われているものであるが、制度外からのキャッシュフローではないので、年金財政状況の把握の観点からは収入から除外する必要がある⁵。

¹ 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである（本節「(3)(iii)追加費用」も参照のこと。）。

² 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要となる費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに伴って、平成18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

³ 用語解説「職域等費用納付金」の項を参照。

⁴ 用語解説「解散厚生年金基金等徴収金」の項を参照。

⁵ 年金財政状況の把握の観点から「積立金より受入」等の項目を除いて比較・分析した「単年度収支状況」については、図表2-1-3を参照。

この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(20兆9,777億円)、基礎年金交付金(2兆1,607億円)、国共済組合連合会等拠出金収入(761億円)、財政調整拠出金収入(215億円)があるが、これらは、公的年金制度全体ではそれぞれ対応する支出項目と相殺している⁶。

2-5 したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある(図表2-1-2参照)。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他では、基礎年金勘定の前年度剰余金受入(1兆965億円)を除く必要がある。

2-6 公的年金制度全体の収入総額(簿価ベース)をこうした考え方に基づいて算出すると、50兆3,713億円となる。ただし、この中には、厚生年金及び国民年金の積立金より受入(2兆4,749億円)が含まれていることに注意する必要がある。(年金財政状況の把握の観点から「積立金より受入」等の項目を除いて比較・分析した単年度収支状況については、「(2)平成25年度の単年度収支状況」を参照。)

2-7 支出面では、公的年金制度全体の給付費⁷が50兆4,583億円などとなっている。2-5の考え方に基づき、公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、50兆7,182億円である。

2-8 公的年金制度全体の平成25(2013)年度末の積立金⁸は、簿価ベース160兆7,418億円、時価ベース186兆3,310億円である。対前年度で、簿価ベース1兆6,958億円の減、時価ベース8兆1,461億円の増となっている。

2-9 なお、基礎年金勘定の積立金については、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものとして、平成23(2011)年度までは、毎年度

⁶ 「基礎年金拠出金収入」は、各制度の支出項目である「基礎年金拠出金」に対応して、受け入れ側の国民年金(基礎年金勘定)の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計で見ると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の「基礎年金交付金」、「国共済組合連合会等拠出金収入」、「財政調整拠出金収入」に対して、それぞれ支出項目の「基礎年金相当給付費(みなし基礎年金給付費)」、「年金保険者拠出金」、「財政調整拠出金」が対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。

⁷ 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる1階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費(いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺している。)は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される(図表2-1-2を参照)。

⁸ この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

第2章◆財政状況

7,246億円が計上されていた。被用者年金一元化法⁹により、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)が改正され、平成24(2012)年度決算以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てることとなった。平成25(2013)年度は、収支残6,570億円全額が積み立てられることとなり、公的年金制度全体の年度末積立金が増加した要因の一つとなっている。

図表2-1-1 財政収支状況 -平成25年度-

区 分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
収入総額 簿価ベース	392,448	19,064	58,025	6,854	49,762	220,884	747,038	503,713
保険料収入	250,472	10,552	29,524	3,813	16,178	-	310,539	310,539
国庫・公経済負担	83,058	2,796	6,572	1,059	21,119	-	114,605	114,605
追加費用	-	2,982	7,391	-	-	-	10,373	10,373
運用収入 簿価ベース	19,396	1,844	12,445	1,816	1,733	97	37,332	37,332
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	(19,385)				(1,731)		(21,116)	(21,116)
基礎年金交付金	11,005	852	1,836	79	7,835	-	21,607	②
国共済組合連合会等拠出金収入	761	-	-	-	-	-	761	④
財政調整拠出金収入	-	-	215	-	-	-	215	③
職域等費用納付金	1,594	-	-	-	-	-	1,594	1,594
解散厚生年金基金等徴収金	1,449	-	-	-	-	-	1,449	1,449
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	209,777	209,777	①
独立行政法人福祉医療機構納付金	2,492	-	-	-	138	-	2,630	2,630
積立金より受入	22,000	-	-	-	2,749	-	24,749	24,749
その他	220	38	43	87	11	11,010	11,408	※ 443
支出総額	389,197	22,015	59,381	5,614	49,019	214,314	739,541	507,182
給付費	237,814	16,216	45,574	2,867	9,410	192,703	504,583	504,583
基礎年金拠出金	150,310	5,431	13,574	2,083	38,378	-	209,777	①
年金保険者拠出金	-	28	75	658	-	-	761	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	21,607	21,607	②
財政調整拠出金	-	215	-	-	-	-	215	③
その他	1,073	126	159	6	1,231	4	2,599	2,599
収支残 簿価ベース	3,251	△2,951	△1,356	1,240	743	6,570	7,497	△3,469
年度末積立金 簿価ベース	1,031,737	72,676	366,803	35,463	70,945	29,793	1,607,418	1,607,418
年度末積立金の 対前年度増減額 簿価ベース	△18,617	△2,951	△1,356	1,240	△1,844	6,570	△16,958	△16,958
(参考)								
運用収入 時価ベース	95,329	3,428	27,480	2,638	6,622	97	135,594	135,594
年度末積立金 時価ベース	1,236,139	76,150	398,265	38,472	84,492	29,793	1,863,310	1,863,310
年度末積立金の 対前年度増減額 時価ベース	57,316	△1,277	13,739	2,067	3,046	6,570	81,461	81,461

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものである。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

注3 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

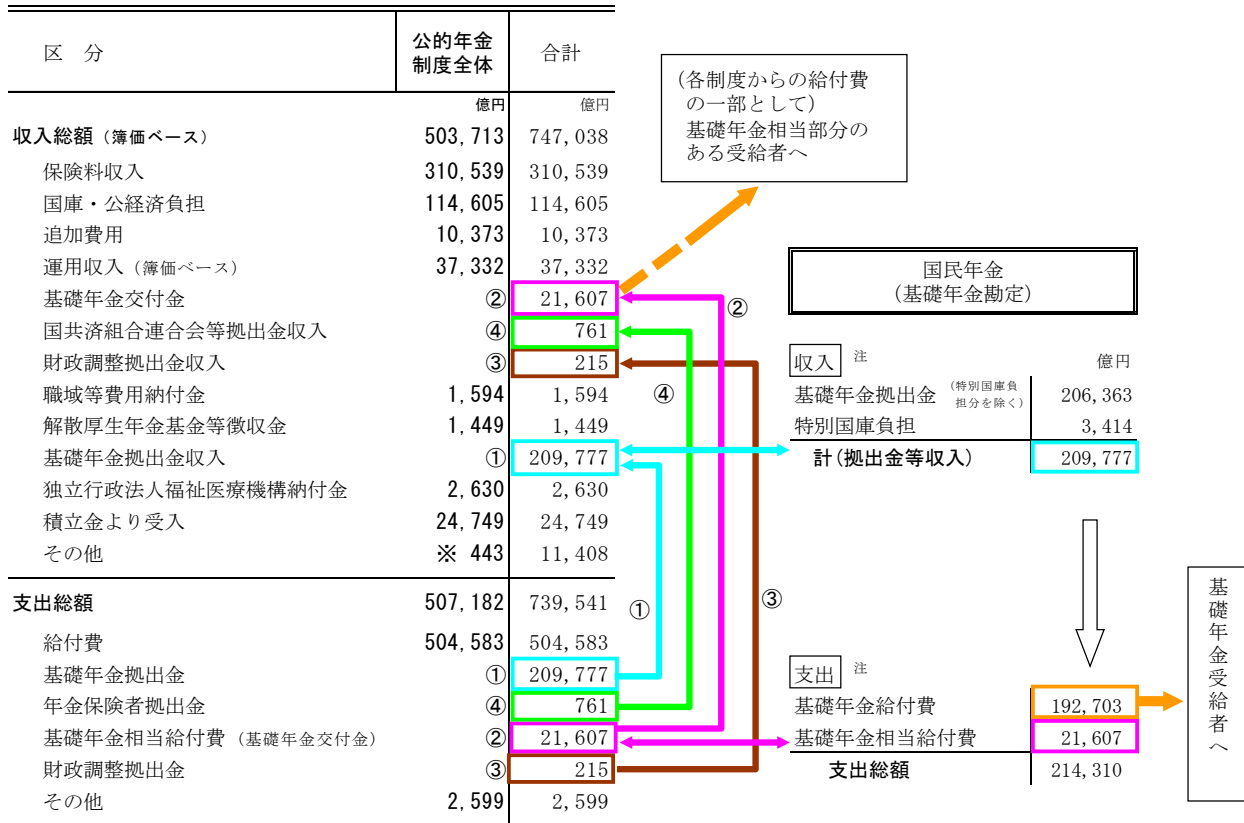
注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注5 厚生年金、合計及び公的年金制度全体の各列には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について、収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)では、基礎年金勘定の前年度剰余金受入10,965億円を除いている。

⁹ 1-14 参照。

図表 2-1-2 財政収支状況 —平成 25 年度—



①②③④の項目は、合計で見ると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ①各制度から基礎年金勘定へ
- ②基礎年金勘定から各制度へ〔基礎年金相当給付費に充てられる〕
- ③国共済と地共済の両制度間における財政調整拠出金
- ④旧三公社共済年金統合に伴う各共済年金から厚生年金への支援

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値（翌々年度に精算）の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない。

図表 2-1-2 の補足 （矢印で示されている項目間の関係について）

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金（基礎年金勘定）から各被用者年金と国民年金（国民年金勘定）に交付又は繰り入れられるもので、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と（新法）基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する^注。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組みは、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成 9（1997）年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

(2) 平成 25 年度の単年度収支状況

2-10 図表 2-1-3 は、平成 25(2013)年度の単年度収支状況¹⁰である。これは、年金数理部会が、公的年金の財政状況を年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析するため作成しているものである。収支状況を「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の2つに分けて分析している。

2-11 公的年金制度全体の平成 25(2013)年度の運用損益分を除いた収入総額は 44 兆 1,632 億円、支出総額は 50 兆 7,009 億円、収支残は△6 兆 5,376 億円となっている。一方で、運用による損益は時価ベースで 13 兆 5,594 億円のプラスとなっており、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は、対前年度で 8 兆 1,461 億円増の 186 兆 3,310 億円となっている¹¹。

2-12 単年度収支状況を制度別にみると、すべての制度で、運用損益分を除いた単年度収支残はマイナス、運用による損益（時価ベース）はプラスとなっている。結果として、時価ベースの年度末積立金は、国共済で減少する一方、その他の制度では増加している。

2-13 平成 25(2013)年度の単年度収支状況の特徴としては、時価ベースの運用収入が、平成 24(2012)年度に引き続いて、平成 23(2011)年度と比べ大幅に増加していること（3.6 兆円→15.1 兆円→13.6 兆円）などが挙げられる。
他の収入、支出項目の状況については、(3)以降に述べる。

¹⁰ ここでは、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金勘定の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

¹¹ 厚生年金と国民年金（国民年金勘定）の年度末積立金（時価ベース）の対前年度増減額は、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益（時価ベース）」に、「業務勘定から積立金への繰入れ」（平成 25(2013)年度：厚生年金 132 億円、国民年金 162 億円）を加えたものである。

地共済の年度末積立金（時価ベース）の対前年度増減額は、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益（時価ベース）」から、支払準備金及び基礎年金拠出金負担金に係る前年度繰越額と次年度繰越額の収支差（16 億円）を除いたものである。

基礎年金勘定は、上記の「運用損益分を除いた単年度収支残」には、前年度剰余金受入（1 兆 965 億円）を含めていない。

図表 2-1-3 単年度収支状況 -平成 25 年度-

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体	
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定			
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
収入 (単年度)	総額	351,051	17,220	45,580	5,038	45,281	209,822	673,992	441,632
	保険料収入	250,472	10,552	29,524	3,813	16,178	-	310,539	310,539
	国庫・公経済負担	83,058	2,796	6,572	1,059	21,119	-	114,605	114,605
	追加費用	-	2,982	7,391	-	-	-	10,373	10,373
	基礎年金交付金	11,005	852	1,836	79	7,835	-	21,607	②
	国共済組合連合会等拠出金収入	761	-	-	-	-	-	761	④
	財政調整拠出金収入	-	-	215	-	-	-	215	③
	職域等費用納付金	1,594	-	-	-	-	-	1,594	1,594
	解散厚生年金基金等徴収金	1,449	-	-	-	-	-	1,449	1,449
	基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	209,777	209,777	①
	独立行政法人福祉医療機構納付金	2,492	-	-	-	138	-	2,630	2,630
	その他	220	38	43	87	11	45	443	443
支出 (単年度)	総額	389,197	21,924	59,305	5,610	49,019	214,314	739,368	507,009
	給付費	237,814	16,216	45,574	2,867	9,410	192,703	504,583	504,583
	基礎年金拠出金	150,310	5,431	13,574	2,083	38,378	-	209,777	①
	年金保険者拠出金	-	28	75	658	-	-	761	④
	基礎年金相当給付金(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	21,607	21,607	②
	財政調整拠出金	-	215	-	-	-	-	215	③
	その他	1,073	34	82	2	1,231	4	2,426	2,426
	運用損益分を除いた単年度収支残	△38,145	△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376	△65,376
	運用による損益 時価ベース	95,329	3,428	27,480	2,638	6,622	97	135,594	135,594
	年度末積立金の 時価ベース	57,316	△1,277	13,739	2,067	3,046	6,570	81,461	81,461
	対前年度増減額								
	年度末積立金 時価ベース	1,236,139	76,150	398,265	38,472	84,492	29,793	1,863,310	1,863,310

注1 この表(単年度収支状況)は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、

・ 収入(単年度)では、「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」を除き、基礎年金勘定の「その他」を前年度剰余金受入を除いて算出し、

・ 支出(単年度)では、国共済・地共済・私学共済の「その他」を有価証券売却損等を除いて算出した上、収入総額と支出総額の差を「運用損益分を除いた単年度収支残」として算出している。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。また、国共済・地共済・私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、時価ベースの収入総額、運用収入、収支残は参考値である。

注3 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注5 厚生年金、合計及び公的年金制度全体の各列には、厚生年金基金が代行している部分は含まれていない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、合計のうち、公的年金制度内でのやりとり(①～④)について収入・支出両面から除いている。

(3) 収入の推移

(i) 保険料収入

2-14 図表 2-1-4 は、保険料収入の推移を示したものである。平成 25(2013)年度は、地共済が 0.9%減少している一方、その他の制度では、厚生年金 3.7%、国共済 1.6%、私学共済 3.7%、国民年金（国民年金勘定）0.3%と増加している。公的年金制度全体の保険料収入は、対前年度で 3.0%増の 31 兆 539 億円となった。

図表 2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24	241,549			10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25	250,472			10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539
対前年度増減率 (%)									
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
18	4.6			0.4	0.7	4.6	4.0	△2.3	3.5
19	4.7			0.2	0.2	4.5	4.0	△2.4	3.5
20	3.3			0.8	△0.6	4.6	2.8	△6.0	2.2
21	△2.0			△1.0	△2.3	3.4	△1.9	△3.0	△2.0
22	2.2			△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
23	3.3			2.3	0.9	3.8	3.0	△5.4	2.5
24	2.9			△1.4	1.2	3.5	2.6	2.0	2.6
25	3.7			1.6	△0.9	3.7	3.1	0.3	3.0

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済を含まず、平成12年度以前は旧農林年金を含まない。

2-15 図表 2-1-5 は、平成 25(2013)年度における被用者年金の保険料収入の増減要因を分析¹²したものである。

各制度とも平成 25(2013)年度中に保険料率が引き上げられたこと（図表 2-1-6 参照）が保険料収入を増加させる方向に大きく寄与している（厚生年金は 3.7%分のう

¹² 保険料収入の増減要因の分析方法については、第2章の章末の《参考1》を参照。

ち2.2%ポイント、国共済は1.6%分のうち2.2%ポイント、地共済は△0.9%分のうち2.1%ポイント、私学共済は3.7%分のうち2.7%ポイント)。厚生年金と私学共済では被保険者数の増加の寄与も大きい。また、国共済は、被保険者数と1人当たり標準報酬額が減少したものの、保険料率の引上げによる増加がこれを上回り、保険料収入は増加している。一方、地共済では、1人当たり標準報酬額の減少が大きいこと(寄与分△2.5%ポイント)に加え、被保険者数も減少したことなどから、その影響が保険料率の引上げの影響を上回り、保険料収入が減少した。

図表 2-1-5 保険料収入の増減要因の分析 -平成25年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率	3.7	1.6	△0.9	3.7
要因別の寄与分				
被保険者数	1.1	△0.3	△0.4	1.6
1人当たり標準報酬額	0.3	△0.4	△2.5	△0.5
保険料率	2.2	2.2	2.1	2.7
その他	0.1	0.1	△0.1	△0.0

- 注1 要因別の寄与分は年金数理部会で推計したものであり、前年度の保険料収入に対する率で表している。
 注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。
 注3 保険料率は、収納月を考慮して加重平均したものをを用いている。

図表 2-1-6 公的年金各制度の保険料(率)

年度	厚生年金					国共済	地共済	私学共済	国民年金
	%	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	農林年金				
平成7	16.5	19.59 (4月)	16.26	19.07	18.54 (4月)	17.44	15.84	12.8 (4月)	11,700 (4月)
8	17.35 (10月)	20.09 (10月)	17.21 (10月)	19.92 (10月)	↓	18.39 (10月)	16.56 (12月)	↓	12,300 (4月)
9	↓	厚生年金	17.35 (4月)	↓	19.49 (4月)	↓	↓	13.3 (4月)	12,800 (4月)
10	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (4月)
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	厚生年金	↓	↓	↓	↓
15	13.58(4月)	15.69(4月)	厚生年金と同じ	15.55(4月)	15.22(4月)	14.38(4月)	12.96(4月)	10.46(4月)	↓
16	13.934(10月)	↓	"	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	↓
17	14.288(9月)	↓	"	↓	15.058(9月)	14.638(9月)	13.738(9月)	10.814(4月)	13,580(4月)
18	14.642(9月)	↓	"	↓	15.412(9月)	14.767(9月)	14.092(9月)	11.168(4月)	13,860(4月)
19	14.996(9月)	↓	"	↓	15.766(9月)	14.896(9月)	14.446(9月)	11.522(4月)	14,100(4月)
20	15.350(9月)	↓	"	↓	16.120(9月)	15.025(9月)	14.800(9月)	11.876(4月)	14,410(4月)
					15.350(10月)				
21	15.704(9月)	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	厚生年金と同じ	15.154(9月)	15.154(9月)	12.230(4月)	14,660(4月)
22	16.058(9月)	"	"	"	"	15.508(9月)	15.508(9月)	12.584(4月)	15,100(4月)
23	16.412(9月)	"	"	"	"	15.862(9月)	15.862(9月)	12.938(4月)	15,020(4月)
24	16.766(9月)	"	"	"	"	16.216(9月)	16.216(9月)	13.292(4月)	14,980(4月)
25	17.120(9月)	"	"	"	"	16.570(9月)	16.570(9月)	13.646(4月)	15,040(4月)

- 注1 ()内は改定月である。
 注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。
 注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)。
 注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された(網掛け)。
 注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成25年9月時点で17.440%である。

(ii) 国庫・公経済負担

2-16 図表 2-1-7 は、国庫・公経済負担の推移を示したものである。平成 25 (2013) 年度は、厚生年金及び私学共済で増加する一方、国共済、地共済及び国民年金（国民年金勘定）で減少している。

図表 2-1-7 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
24	80,583			2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276
25	83,058			2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605

対前年度増減率 (%)									
17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
18	6.4			2.1	3.4	3.8	6.0	5.6	5.9
19	7.0			6.0	11.8	8.6	7.3	2.6	6.2
20	5.2			1.6	4.6	5.2	5.0	0.7	4.0
21	43.6			41.0	37.5	45.2	43.0	10.8	35.5
22	8.1			9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
23	0.8			7.4	10.3	6.5	1.7	10.4	3.0
24	△5.2			△2.3	△6.0	△4.4	△5.2	17.6	△1.5
25	3.1			△1.4	△4.3	1.1	2.4	△3.7	1.2

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

《補足》
 国庫・公経済負担とは、
 ○基礎年金拠出金の2分の1¹³に相当する額
 ○国民年金が発足した昭和36(1961)年4月より前の期間（恩給公務員期間等は除く）に係る給付に要する費用の一定割合¹⁴に相当する額
 などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額¹⁵のことである。
 また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分¹⁶がある。

¹³ 基礎年金の国庫・公経済負担割合は、従来の3分の1から、平成16(2004)年度以降に順次引き上げられ、平成21(2009)年度に完全に2分の1まで引き上げられた。

¹⁴ 厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%。

¹⁵ 用語解説参考図表3「国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）」を参照。

2-17 国庫・公経済負担の推移をみると、平成 21(2009)年度まで、各制度とも総じて増加してきている。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成 16(2004)年度以降平成 21(2009)年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ（図表 2-1-8 参照）も増加要因となっている。特に平成 21(2009)年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が 2分の1に完全に引き上げられたため、各制度とも国庫・公経済負担が大幅に増加した。

図表 2-1-8 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 16	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18	1/3 + 25/1000							
19	1/3 + 32/1000							
20	1/3 + 32/1000							
21～	1/2							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

2-18 平成 22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金（国民年金勘定）で大きく減少する一方、被用者年金で増加し、逆に平成 24(2012)年度は、国民年金（国民年金勘定）で大きく増加し、被用者年金で減少している。これは、2-19 に述べる決算ベースの基礎年金拠出金、つまり当年度の概算額と前々年度の精算額の合計の動きを反映したものである。

2-19 平成 22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金（国民年金勘定）の納付率の変更¹⁷により、各制度の拠出金算定対象者割合¹⁸が変化することで、概算額が国民年金（国民年金勘定）で減少し他制度で増加した。これに加え、平成 20(2008)年度に係る精算額も国民年金（国民年金勘定）でマイナス、他制度でプラスとなっており、決算ベースの基礎年金拠出金全体が大きく増減した。平成 23(2011)年度も、平成

¹⁶ 用語解説「特別国庫負担」の項を参照。

¹⁷ 平成 21(2009)年度までの 80%から、平成 22(2010)年度は 62%に変更。

¹⁸ 図表 2-1-19 参照。

21(2009)年度に係る精算額が大きい状況であり、決算ベースの基礎年金拠出金は国民年金（国民年金勘定）で低め、他制度で高めの水準となっていた。

2-20 平成24(2012)年度以降は、納付率の違いに係る精算分が小さくなるため、決算ベースの基礎年金拠出金は、より確定値ベースに近くなると考えられる¹⁹。

(iii) 追加費用

2-21 図表2-1-9は、追加費用の推移を示したものである。平成25(2013)年度の追加費用²⁰は、平成25(2013)年8月（平成25(2013)年10月支給分）から、被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ²¹が行われたこと等から、平成24(2012)年度に比べ、国共済が11.2%減、地共済が15.8%減と大きく減少している。追加費用は、国共済、地共済ともに、基本的には減少傾向にある。

図表2-1-9 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円	%	%	%
7	6,060	15,559	21,619			
12	5,612	14,756	20,368			
17	4,702	11,896	16,599	△4.4	△4.6	△4.5
18	4,569	11,344	15,914	△2.8	△4.6	△4.1
19	4,294	10,794	15,088	△6.0	△4.9	△5.2
20	3,538	9,445	12,982	△17.6	△12.5	△14.0
21	3,357	9,658	13,015	△5.1	2.3	0.3
22	4,265	11,611	15,875	27.1	20.2	22.0
23	4,077	11,065	15,143	△4.4	△4.7	△4.6
24	3,360	8,778	12,138	△17.6	△20.7	△19.8
25	2,982	7,391	10,373	△11.2	△15.8	△14.5

¹⁹ その影響で、平成24(2012)年度の決算ベースの基礎年金拠出金は、平成23(2011)年度に比べ、被用者年金で減、国民年金（国民年金勘定）で大幅増となり、国庫・公経済負担も同様の動きとなっている。

²⁰ 追加費用とは、両制度からの給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当する。現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。（本節「(1)平成25年度の財政収支状況」の脚注1も参照のこと。）

²¹ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）において、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限は共済年金全体の10%とし年間230万円以下の給付（共済年金全体）は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に27%引き下げることとされた。

2-22 なお、追加費用は、平成 20(2008)年度に国共済 17.6%減、地共済 12.5%減と大きく減少し、翌平成 21(2009)年度まで、例年に比べ額が小さくなっている。これは、当時国会に提出されていた被用者年金一元化法案に従って、恩給部分の給付削減に伴い追加費用が削減されることを前提とした予算が組まれたため、実際に受け入れた追加費用の額も減少したためである。しかし、法案が廃案となり恩給部分の給付削減が行われなかったため、平成 20(2008)年度の精算が行われた平成 22(2010)年度に受け入れた追加費用は大きく増加した。同様に、平成 23(2011)年度も平成 21(2009)年度の精算分で追加費用の額は大きくなっている。平成 24(2012)年度は、本来の水準に戻ったため、平成 23(2011)年度に比べ、国共済が 17.6%減、地共済が 20.7%減と大きく減少した。

(iv) 運用収入

2-23 図表 2-1-10 は、運用収入²²の推移を示したものである。平成 25(2013)年度の時価ベースの運用収入は、公的年金制度全体で 13 兆 5,594 億円となっている。これは、時価ベースの値を把握している平成 15(2003)年度以降で 3 番目に高い水準にあり、平成 24(2012)年度に引き続き、運用環境がよかったことがうかがえる。

²² 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）では、年金積立金管理運用独立行政法人が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を国庫（年金特別会計）に納付する仕組みとなっている。厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）の簿価ベースの運用収入は、この国庫納付金（年金積立金管理運用独立行政法人納付金）と特別会計の運用収入（財政融資資金への預託金の利子収入）を加えたものが計上されている。

なお、平成 21(2009)年度以降の厚生年金、国民年金については、積立金のうち旧大蔵省資金運用部に預託されていた分が平成 20(2008)年度までにすべて満期償還が完了し、これに係る預託金利子収入がなくなったことから、簿価ベースの運用収入は年金積立金管理運用独立行政法人納付金がほとんどになっている。

図表 2-1-10 運用収入の推移

時価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18	42,790	2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19	△48,705	△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20	△87,252	△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21	86,258	4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23	24,201	1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24	104,707	3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25	95,329	3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594

簿価ベース

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<55,268>	<1,067>	<875>	<3,463>	<11,543>	<1,056>	<73,273>	<3,184>	<767>	<77,223>
12	<43,067>	<698>		<2,499>	<9,328>	<875>	<56,466>	<2,828>	<304>	<59,598>
17	<18,298>			<2,423>	<13,604>	<1,359>	<35,684>	<1,357>	<83>	<37,124>
18	<25,708>			<2,607>	<15,645>	<1,250>	<45,209>	<1,965>	<115>	<47,289>
19	<16,582>			<2,789>	<11,966>	<873>	<32,211>	<1,113>	<169>	<33,492>
20	<17,682>			<1,712>	<5,242>	<513>	<25,149>	<1,093>	<172>	<26,414>
21	<50>			<1,508>	<5,014>	<440>	<7,013>	<3>	<126>	<7,142>
22	<2,518>			<1,695>	<4,717>	<428>	<9,358>	<3>	<93>	<9,455>
23	<1,403>			<1,534>	<3,969>	<405>	<7,310>	<15>	<108>	<7,434>
24	<5,965>			<1,635>	<3,776>	<792>	<12,168>	<343>	<106>	<12,617>
25	<19,396>			<1,844>	<12,445>	<1,816>	<35,502>	<1,733>	<97>	<37,332>

- 注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。
- 注3 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（17年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。
- 注4 <内は、簿価ベースである。
- 注5 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 注6 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

(v) 運用利回り

2-24 図表 2-1-11 は、運用利回りの推移を示したものである。平成 25(2013)年度の時価ベースの運用利回りは、平成 24(2012)年度には及ばないものの、厚生年金、地共済、私学共済及び国民年金（国民年金勘定）で、引き続き高い水準にある。

図表 2-1-11 運用利回りの推移
時価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
17	6.82	5.36	8.44	5.78	6.88
18	3.10	2.79	3.36	4.07	3.07
19	△3.54	△0.53	△3.42	△2.81	△3.38
20	△6.83	△3.89	△6.79	△7.62	△7.29
21	7.54	5.52	6.73	8.27	7.48
22	△0.26	1.21	△0.04	0.16	△0.25
23	2.17	2.06	2.24	1.82	2.15
24	9.57	5.10	8.90	9.17	9.52
25	8.22	4.61	7.28	7.27	8.31

簿価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	%	旧農林年金 %				
平成	%	%	%	%	%	%
7	<5.24>	<4.92>	<4.97>	<4.23>	<4.60>	<4.90>
12	<3.22>	<3.55>	<3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
17	…	…	<2.43>	<3.59>	<4.16>	…
18	…	…	<3.02>	<4.02>	<3.76>	…
19	…	…	<3.18>	<3.02>	<3.14>	…
20	…	…	<1.20>	<0.85>	<△0.23>	…
21	…	…	<1.50>	<1.05>	<△0.55>	…
22	…	…	<1.76>	<1.06>	<0.86>	…
23	…	…	<1.63>	<0.83>	<1.05>	…
24	…	…	<1.96>	<0.79>	<2.27>	…
25	…	…	<2.41>	<3.42>	<5.36>	…

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 <>内は、簿価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。

(4) 支出の推移

2-25 図表 2-1-12 は、支出のほとんどを占める給付費の推移を示したものである。平成 25(2013)年度の公的年金制度全体の給付費は、対前年度 1.3%増となっている。被用者年金では、私学共済(2.4%)は増加が続く一方、厚生年金(△0.3%)、国共済(△2.5%)及び地共済(△1.5%)は減少している。

2-26 国民年金では、基礎年金勘定で給付費の大幅な増加が続いている。平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度は伸びに鈍化傾向がみられたものの、平成 24(2012)年度以降は 5%以上の増加となっている。一方、国民年金勘定では平成 25(2013)年度 11.1%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付費が主に旧法国民年金の老齢年金の給付費であり、受給者の年齢の上昇とともに減少していく傾向にあるからである。

図表 2-1-12 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24	238,627			16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25	237,814			16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583

対前年度増減率(%)

17	2.1			△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
18	1.2			△0.0	0.5	2.8	1.1	△7.1	6.7	2.4
19	0.3			0.3	0.8	2.8	0.4	△7.1	7.2	2.2
20	1.3			0.0	1.0	2.7	1.1	△6.4	6.8	2.7
21	5.1			0.2	1.8	2.8	4.3	△6.4	6.4	4.6
22	0.7			0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3	1.4
23	△1.1			△0.9	0.6	1.8	△0.8	△11.2	2.7	0.1
24	0.5			△0.2	1.2	3.0	0.6	△10.9	5.0	1.9
25	△0.3			△2.5	△1.5	2.4	△0.6	△11.1	5.3	1.3

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

(5) 運用損益分を除いた単年度収支残

2-27 図表 2-1-13 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。平成 25(2013)年度は、平成 24(2012)年度に引き続き、すべての制度でマイナスとなっている。被用者年金各制度では、近年マイナスの状況が続いており、この不足分は運用収入や積立金の取崩しにより賄っていることになる。国民年金(国民年金勘定)は、平成 22(2010)年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23(2011)年度以降は再びマイナスとなっている。

2-28 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営は概ね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用収入分や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証・財政再計算による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

図表 2-1-13 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定				基礎年金勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
12	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
17	△71,123			△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18	△48,853			△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19	△47,057			△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20	△48,148			△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21	△45,333			△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22	△63,044			△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23	△50,867			△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594
24	△41,030			△5,312	△11,593	△699	△5,043	△3,327	△67,003
25	△38,145			△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376

注 1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注 2 厚生年金及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注 3 厚生年金の平成 7 年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成 12 年度は旧農林年金を含まない。

(6) 積立金

2-29 図表 2-1-14 は、年度末積立金²³の推移を示したものである。平成 25(2013)年度末の時価ベースの積立金は、国共済で減少する一方、その他の制度で増加している。基礎年金勘定では、2-9 で述べたとおり、特別会計に関する法律の改正により、平成 24 年度決算以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てることとなった。基礎年金勘定の積立金は、平成 25(2013)年度は平成 24(2012)年度に比べ 0.7 兆円増加し、3.0 兆円となっている。

図表 2-1-14 積立金の推移

時価ベース

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18	1,397,509	92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19	1,301,810	88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20	1,166,496	82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21	1,207,568	83,230	376,161	33,963	1,700,921	75,079	7,246	1,783,247
22	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23	1,114,990	78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24	1,178,823	77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25	1,236,139	76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
対前年度増減率 (%)								
17	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	-	2.6
18	△0.4	0.5	1.8	2.4	0.1	△3.0	-	△0.0
19	△6.8	△3.5	△5.2	△3.5	△6.3	△9.8	-	△6.4
20	△10.4	△7.7	△9.2	△8.2	△9.9	△15.1	-	△10.1
21	3.5	1.3	3.9	7.7	3.6	4.4	-	3.6
22	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	-	△4.3
23	△2.3	△2.5	△0.5	1.0	△1.9	2.1	-	△1.7
24	5.7	△1.9	5.5	6.9	5.3	3.1	220.5	6.1
25	4.9	△1.6	3.6	5.7	4.3	3.7	28.3	4.6

【次頁に続く】

²³ 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

図表 2-1-14 積立金の推移（続き）

簿価ベース

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定					基礎年金勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<1,118,111>	<23,475>	<18,677>	<72,693>	<288,406>	<24,268>	<1,545,630>	<69,516>	<7,246>	<1,622,392>
12	<1,368,804>		<20,113>	<85,951>	<361,507>	<30,123>	<1,866,498>	<98,208>	<7,246>	<1,971,952>
17	<1,324,020>			<87,580>	<388,082>	<33,180>	<1,832,862>	<91,514>	<7,246>	<1,931,622>
18	<1,300,980>			<88,137>	<397,071>	<33,834>	<1,820,022>	<87,660>	<7,246>	<1,914,928>
19	<1,270,568>			<88,142>	<401,527>	<34,677>	<1,794,914>	<82,692>	<7,246>	<1,884,852>
20	<1,240,188>			<85,711>	<395,200>	<34,366>	<1,755,465>	<76,920>	<7,246>	<1,839,631>
21	<1,195,052>			<83,658>	<389,255>	<34,073>	<1,702,038>	<74,822>	<7,246>	<1,784,106>
22	<1,134,604>			<81,822>	<383,658>	<34,083>	<1,634,167>	<77,333>	<7,246>	<1,718,746>
23	<1,085,263>			<79,451>	<376,816>	<34,156>	<1,575,686>	<77,318>	<7,246>	<1,660,250>
24	<1,050,354>			<75,627>	<368,159>	<34,224>	<1,528,364>	<72,789>	<23,223>	<1,624,376>
25	<1,031,737>			<72,676>	<366,803>	<35,463>	<1,506,680>	<70,945>	<29,793>	<1,607,418>
対前年度増減率（％）										
17	<△3.8>			<0.6>	<2.0>	<3.4>	<△2.3>	<△5.6>	-	<△2.5>
18	<△1.7>			<0.6>	<2.3>	<2.0>	<△0.7>	<△4.2>	-	<△0.9>
19	<△2.3>			<0.0>	<1.1>	<2.5>	<△1.4>	<△5.7>	-	<△1.6>
20	<△2.4>			<△2.8>	<△1.6>	<△0.9>	<△2.2>	<△7.0>	-	<△2.4>
21	<△3.6>			<△2.4>	<△1.5>	<△0.9>	<△3.0>	<△2.7>	-	<△3.0>
22	<△5.1>			<△2.2>	<△1.4>	<0.0>	<△4.0>	<3.4>	-	<△3.7>
23	<△4.3>			<△2.9>	<△1.8>	<0.2>	<△3.6>	<△0.0>	-	<△3.4>
24	<△3.2>			<△4.8>	<△2.3>	<0.2>	<△3.0>	<△5.9>	<220.5>	<△2.2>
25	<△1.8>			<△3.9>	<△0.4>	<3.6>	<△1.4>	<△2.5>	<28.3>	<△1.0>

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注3 <>内は、簿価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

2-30 図表 2-1-15 は、平成 25(2013)年度末の各制度の積立金の資産構成を示したものである。

図表 2-1-15 各制度の積立金の資産構成 -平成 25 年度末-

区 分	厚生年金		国民年金		区 分	国共済	
	時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
預託金	%	%			流動資産	%	%
	4.1	4.9			現金・預金	0.6	0.6
市場運用分	89.8	88.5			未収収益・未収金等	1.5	1.4
〈市場運用分計 ^{注1} 〉	〈 100.00 〉				固定資産	98.0	98.1
	(1,265,771)				預託金	56.3	53.7
国内債券	〈 55.43 〉				有価証券等	37.0	39.9
国内株式	〈 16.47 〉				包括信託	37.0	39.9
外国債券	〈 11.06 〉				(委託運用)	16.8	19.6
外国株式	〈 15.59 〉				国内債券	1.7	1.6
短期資産	〈 1.46 〉				国内株式	7.4	8.0
					外国債券	1.2	1.3
財投債	6.1	6.6			外国株式	6.5	8.6
					(自家運用)	20.2	20.3
年度末積立金	100.0	100.0			国内債券	20.2	20.3
	(1,236,139)	(84,492)			不動産	2.2	2.1
					貸付金	2.4	2.3
					流動負債等	△0.1	△0.1
					年度末積立金	100.0	100.0
						(72,676)	(76,150)

区 分	地共済		区 分	私学共済	
	簿価ベース	時価ベース		簿価ベース	時価ベース
流動資産	%	%	流動資産	%	%
現金・預金	6.9	6.4	現金・預金	14.8	13.7
未収収益・未収金等	3.6	3.3	未収収益・未収金等	10.4	9.6
	3.4	3.1	固定資産	85.2	86.4
固定資産	93.1	93.6	預託金	—	—
預託金	0.1	0.1	有価証券等	76.3	78.2
有価証券等	90.4	91.2	包括信託	26.1	29.9
包括信託	85.9	86.9	有価証券	50.2	48.3
有価証券	2.6	2.5	国内債券	36.0	34.3
国内債券	2.1	2.0	国内株式	—	—
国内株式	0.0	0.0	外国債券	—	—
外国債券	0.2	0.1	外国株式	—	—
外国株式	—	—	証券投資信託	0.0	0.0
証券投資信託	0.3	0.3	有価証券信託	14.2	13.9
有価証券信託	0.1	0.1	生命保険等	—	—
生命保険等	1.9	1.7	不動産	1.5	1.4
不動産	0.2	0.2	貸付金	7.3	6.8
貸付金	2.3	2.1	流動負債等	△0.0	△0.0
流動負債等	△0.0	△0.0	年度末積立金	100.0	100.0
年度末積立金	100.0	100.0		(35,463)	(38,472)
	(366,803)	(398,265)			

注1 厚生年金、国民年金の積立金のうち預託金及び財投債を除いた市場運用分は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

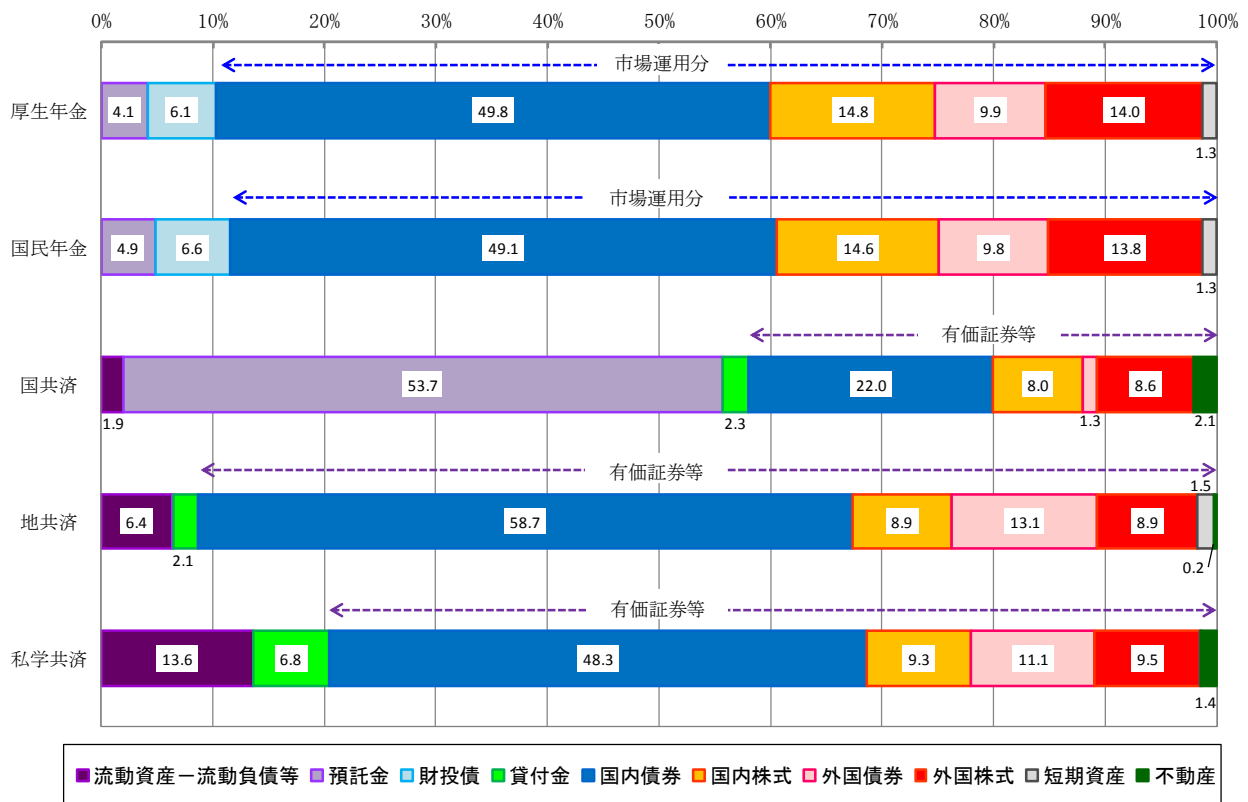
注2 厚生年金には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 ()内は実額(単位:億円)である。

2-31 図表 2-1-16 は、各制度の積立金の資産構成を、制度間の比較がしやすい形にまとめ直したものである²⁴である。ここでは、図表 2-1-15 における厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-32 平成 25(2013)年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済で預託金と国内債券の 2 つで 75%以上を占めるなど、制度により違いが見られる²⁵。1-20 で述べたように、被用者年金一元化の際には、共済年金の積立金のうち厚生年金の積立比率（平成

図表 2-1-16 積立金の資産構成（時価ベース） —平成 25 年度末—



注 1 年金数理部会が、各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものである。厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示しており、以下の方法で作成した。
 ① 厚生年金及び国民年金は、各々の「市場運用分」を、年金積立金管理運用独立行政法人で一体として運用された「厚生年金分、国民年金分全体の運用資産の構成割合」を用いて按分して算出した。
 ② 国共済及び私学共済は、「有価証券等の資産区分別状況」の数値を用いた。
 ③ 地共済は、「有価証券等」を、「有価証券等の資産区分別状況（包括信託の信託未収収益を含むベース）」を用いて按分して算出した。
 注 2 時価ベースの数値である。

²⁴ 年金数理部会が各制度からの報告を基に作成（一部推計）したものであり、厚生年金及び国民年金の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」について、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して示している。詳細は、図表 2-1-16 の注 1 を参照。

²⁵ 積立金の資産構成には各制度の運用方針が反映されているものと考えられる。なお、各制度の積立金の運用に関する基本方針等については、ホームページ等で公表されている。

厚生年金及び国民年金：年金積立金管理運用独立行政法人 <http://www.gpif.go.jp/operation/index.html>

国共済：国家公務員共済組合連合会 <http://www.kkr.or.jp/shikin/>

地共済：地方公務員共済組合連合会 <http://www.chikyoren.or.jp/sikin/housin.html> 他

私学共済：日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部 <http://www.shigakukyosai.jp/shokai/shisan/index.html>

26(2014)年度末の積立金を用いて算出)に相当する額を厚生年金部分の積立金として仕分けることとされている。したがって、当面、各制度の資産構成の違いにより生じる短期的な運用状況の相違についても注視していく必要がある。

(7) 基礎年金制度²⁶の実績(確定値ベース)

2-33 図表 2-1-17 は、確定値ベース²⁷の基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少を続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費(みなし基礎年金給付費)に充てられるものだからである。

図表 2-1-17 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24	10,551			950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25	9,472			875	1,943	78	12,368	8,378	20,746

対前年度増減率(%)									
17	△6.1			△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
18	△8.1			△5.8	△6.0	△6.7	△7.6	△7.5	△7.5
19	△6.6			△6.8	△5.0	△12.1	△6.4	△7.6	△6.9
20	△6.5			△6.6	△6.8	△8.1	△6.6	△7.1	△6.8
21	0.4			△7.2	△6.1	△9.1	△1.1	△6.8	△3.6
22	△9.1			△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
23	△13.7			△8.8	△9.2	△11.0	△12.7	△12.2	△12.5
24	△11.9			△9.4	△9.8	△11.3	△11.4	△11.9	△11.6
25	△10.2			△7.9	△7.2	△12.4	△9.6	△12.4	△10.8

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

²⁶ 基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの(保険料・拠出金算定対象額)を、各制度が人数割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

²⁷ 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値(確定値)を用いて算出した額のことである。基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。決算に計上される決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であり、基礎年金制度としての実績は確定値ベースでみるのが妥当である。

2-34 図表 2-1-18 は、確定値ベース²⁸の基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

被用者年金では、基礎年金給付費等の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していること²⁹を反映し、基礎年金拠出金は増加傾向が続いている。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者³⁰割合が減少したこと³¹などから、基礎年金拠出金は平成 22(2010)年度、平成 23(2011)年度と減少していたが、平成 24(2012)年度以降は増加している。

図表 2-1-18 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23	145,302			5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24	149,213			5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25	154,907			5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
対前年度増減率(%)									
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
18	4.2			2.6	2.4	5.6	4.0	0.6	3.3
19	5.7			3.0	2.4	5.2	5.3	△0.9	4.1
20	4.9			4.2	2.8	5.7	4.8	1.0	4.1
21	5.9			7.3	5.8	8.3	6.0	2.8	5.4
22	1.9			1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7	1.2
23	1.2			1.9	0.4	3.0	1.1	△2.7	0.5
24	2.7			1.9	1.6	4.4	2.6	4.2	2.9
25	3.8			2.1	2.3	4.0	3.6	2.8	3.5

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

²⁸ 脚注 27 を参照。

²⁹ 図表 2-1-19 を参照。

³⁰ 脚注 32 を参照。

³¹ 図表 2-1-19 を参照。

2-35 図表 2-1-19 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数³²等の推移を確定値ベースでみたものである。

2-36 保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加している。平成 22(2010)、平成 23(2011)年度は以前に比べ伸びが鈍化していたが、平成 24(2012)年度は 2.9%の増加、平成 25(2013)年度は 3.5%の増加となっている。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-37 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成 17(2005)年度に第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成 24(2012)年度に同年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度³³による影響等で増加したほかは、総じて減少傾向にある。

2-38 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び拠出金算定対象者数の動向を反映し、平成 25(2013)年度は 4.6%増加し、32,737 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、16,368 円である。

³² 基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と第 3 号被保険者の人数の合計、国民年金の場合は第 1 号被保険者数（任意加入を含む。保険料納付者に限る。）のことである。

ここで、国民年金に係る基礎年金拠出金算定対象者数は、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は 1/2 月、平成 18(2006)年 7 月に導入された多段階免除制度における 4 分の 1 免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

³³ 時効になった保険料を過去 10 年分まで遡って納めることができる。

図表 2-1-19 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数							
						厚生年金 千人	旧三共済 千人		旧農林年金 千人	国共済 千人	地共済 千人	私学共済 千人	国民年金 千人
							旧三共済 千人	旧農林年金 千人					
平成7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860	
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162	
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701	
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990	
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419	
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005	
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528	
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141	
23	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708	
24	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865	
25	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716	

対前年度増減率 (%)

17	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△0.0
18	3.1	△3.2	3.3	7.1	△3.6	△2.8			△4.2	△4.4	△1.4	△6.1
19	4.0	△1.0	4.1	4.5	△0.3	1.2			△1.4	△2.0	0.6	△5.2
20	4.0	2.8	4.1	5.2	△1.0	△0.2			△0.9	△2.3	0.5	△4.0
21	4.5	△28.5	5.4	8.0	△2.4	△1.9			△0.6	△2.0	0.3	△4.8
22	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6			△0.9	△1.6	0.7	△4.1
23	0.5	△2.0	0.5	2.1	△1.6	△1.0			△0.2	△1.7	0.8	△4.7
24	2.8	0.3	2.9	2.3	0.5	0.3			△0.4	△0.8	2.0	1.8
25	3.5	1.0	3.5	4.6	△1.0	△0.7			△2.4	△2.2	△0.6	△1.7

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比								
	合計	厚生年金	旧三共済		旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
			旧三共済	旧農林年金					
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77	
12	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35	
17	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63	
18	100.00	70.64			2.53	6.81	0.90	19.12	
19	100.00	71.71			2.50	6.70	0.91	18.19	
20	100.00	72.31			2.51	6.61	0.92	17.65	
21	100.00	72.65			2.55	6.64	0.95	17.22	
22	100.00	73.14			2.56	6.61	0.96	16.73	
23	100.00	73.61			2.60	6.61	0.99	16.19	
24	100.00	73.50			2.57	6.53	1.00	16.40	
25	100.00	73.71			2.53	6.45	1.01	16.29	

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。
 注2 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-39 図表 2-1-20 は、平成 25(2013)年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の第2号被保険者数に対する第3号被保険者数の比率は 0.25 であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い状況にある。

図表 2-1-20 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 -平成 25 年度確定値ベース-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	合計
拠出金算定対象者数	千人 39,432	千人 1,356	千人 3,451	千人 539	千人 8,716	千人 53,494
第1号 ①					8,716	8,716
第2号 ②	31,529	1,015	2,768	452		35,765
第3号 ③	7,903	341	683	86		9,014
第2号に対する 第3号の比率 ③/②	0.25	0.34	0.25	0.19		0.25

2 被保険者の現状及び推移

(1) 被保険者数

2-40 平成 25(2013)年度末の被保険者数は、**図表 2-2-1** に示すとおり、公的年金制度全体で 6,718 万人であり、うち、被用者年金制度の被保険者が 3,967 万人、国民年金第 1 号被保険者³⁴が 1,805 万人、国民年金第 3 号被保険者が 945 万人であった。被用者年金では、厚生年金が 3,527 万人、国共済 106 万人、地共済 283 万人、私学共済 51 万人となっており、厚生年金が被用者年金全体の 89%を占める。

図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	千人	旧三共済	旧農林年金						千人	千人
		千人	千人							
平成										
7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046
23	34,515			1,059	2,858	492	38,924	67,747	19,044	9,778
24	34,717			1,057	2,842	499	39,116	67,356	18,637	9,602
25	35,273			1,055	2,832	507	39,667	67,175	18,054	9,454
対前年度増減率(%)										
17	1.6			△0.4	△1.3	1.5	1.3	0.2	△1.2	△0.6
18	2.3			△0.5	△1.1	2.1	2.0	△0.1	△3.1	△1.2
19	2.3			△1.7	△1.4	1.4	1.9	△0.5	△4.1	△1.5
20	△0.4			△0.4	△1.6	1.7	△0.4	△1.0	△1.7	△1.8
21	△0.6			△0.9	△1.3	1.3	△0.6	△0.9	△0.8	△2.2
22	0.5			1.1	△1.0	1.4	0.4	△0.7	△2.4	△1.6
23	0.3			0.4	△0.7	1.6	0.2	△0.7	△1.7	△2.7
24	0.6			△0.2	△0.5	1.3	0.5	△0.6	△2.1	△1.8
25	1.6			△0.2	△0.4	1.6	1.4	△0.3	△3.1	△1.5

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

2-41 平成 25(2013)年度は、厚生年金、私学共済で増加する一方、国共済、地共済、国民年金第 1 号、第 3 号で減少し、公的年金制度全体では 0.3%の減少となった。

被保険者数の推移をみると、厚生年金は、平成 20(2008)、平成 21(2009)年度に減少したものの、平成 22(2010)年度以降は増加し、私学共済は一貫して増加している。一方、国共済は、平成 22(2010)、平成 23(2011)年度に増加したものの、平成 24(2012)

³⁴ 国民年金の第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

年度以降は再び減少に転じている。地共済、国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者は減少傾向が続いている。公的年金制度全体でも、平成18(2006)年度以降、減少傾向が続いている。

(2) 年齢分布

2-42 図表2-2-2は、平成25(2013)年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものである。平均年齢は、被用者年金では、地共済が最も高く43.5歳、次いで厚生年金、私学共済の順となっており、国共済が41.2歳で最も低い。また、国民年金第1号被保険者の平均年齢は39.3歳、第3号被保険者は43.5歳である。

図表2-2-2 被保険者の年齢 -平成25年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.8	41.2	43.5	42.1	39.3	43.5
男性	43.6	42.3	44.3	47.0	38.7	47.1
女性	41.4	37.7	42.1	38.0	39.9	43.5
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.6	1.3	0.2	0.0	・	・
20～24歳	6.0	6.2	4.0	8.8	20.2	1.2
25～29歳	11.4	11.4	10.6	15.1	10.1	5.8
30～34歳	12.1	11.7	11.2	12.3	9.9	12.1
35～39歳	13.5	14.6	12.6	11.6	10.9	17.4
40～44歳	14.2	16.4	14.2	11.4	12.2	19.8
45～49歳	12.2	14.0	13.5	10.1	11.1	16.7
50～54歳	10.5	12.7	14.9	10.0	10.5	14.4
55～59歳	9.3	8.4	15.3	9.0	13.9	12.5
60～64歳	7.4	3.0	3.3	7.7	1.2	・
65歳以上	2.9	0.3	0.1	4.0	0.1	・

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

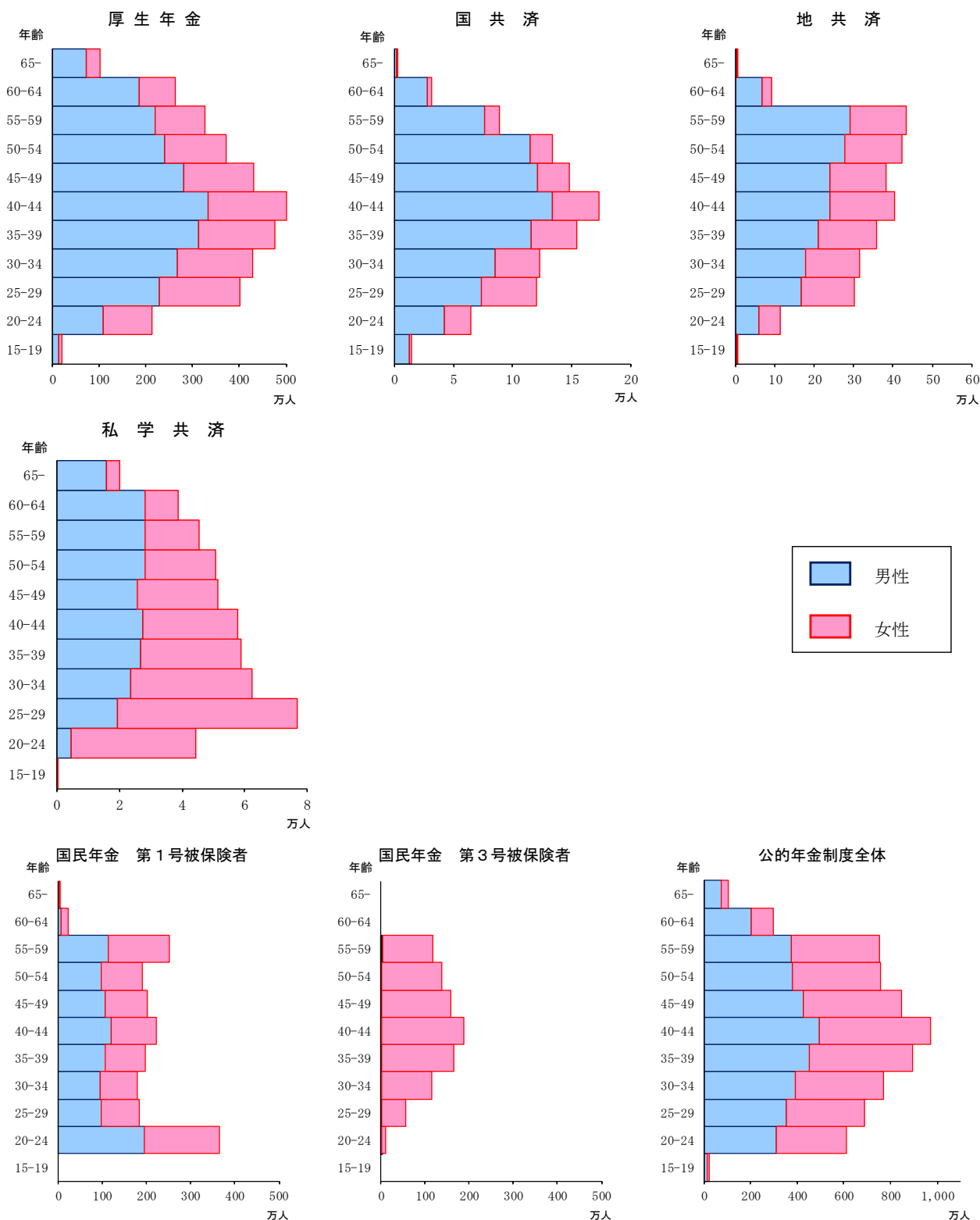
注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

2-43 平成25(2013)年度末における各制度の被保険者の年齢分布をみると、図表2-2-2及び図表2-2-3に示すとおり、厚生年金及び国共済では40～44歳の割合が最も大きくなっている。地共済は、50～54歳、55～59歳の年齢層の割合が他制度と比べて大きい一方、若い年齢層の割合が小さく、59歳以下では概ね年齢が若い方ほど割合が小さくなる分布となっている。私学共済は、25～29歳の割合が最も大きく、65歳以上が4.0%と他制度に比べて大きくなっている。私学共済では女性の被保険者が若い

年齢層に集中しており、35歳未満の人数が女性全体のほぼ5割となっている。国民年金第1号被保険者は被用者年金とは異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く20.2%、次いで55～59歳13.9%などとなっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成25年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成

2-44 図表 2-2-4 は、平成 25(2013)年度末の男女別被保険者数を示したものである。被保険者に占める女性の割合をみると、被用者年金では私学共済が最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金はそれぞれ4割弱、国共済は最も小さく2割強である。また、国民年金第1号被保険者の女性割合は5割弱である。

図表 2-2-4 男女別被保険者数 —平成 25 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	35,273	1,055	2,832	507	67,175	18,054	9,454
男性	22,566	807	1,738	227	34,724	9,275	111
女性	12,707	248	1,095	279	32,451	8,779	9,343
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	36.0	23.5	38.6	55.1	48.3	48.6	98.8

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額（月額）

2-45 図表 2-2-5 は、平成 25(2013)年度末の1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を示したものである。1人当たり標準報酬月額が最も高いのは地共済で41.0万円、次いで国共済39.8万円、私学共済36.4万円、厚生年金30.6万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、年金数理部会が報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものとなっているため、他制度と比較するため一律に1.25倍している³⁵。

1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とした女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ82.7、95.1であり、厚生年金の67.2、私学共済の68.6に比べて男女間の差が小さい。

2-46 図表 2-2-6 は、平成 25(2013)年度の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)³⁶を示したものである。1人当たり標準報酬額は、地共済53.5万円、国共済51.1万円、私学共済46.8万円、厚生年金36.1万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況である。また、1人当たり標準報酬額について、男性を100とした女性

³⁵ 地共済は他の制度と異なり、「給料」をベースに掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。

³⁶ 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、総報酬ベースの標準報酬総額(年度間累計)を年度間平均被保険者数で除した額(月額)である。

の水準は、標準報酬月額ベース（図表 2-2-5）に比べ、各制度ともに若干低めとなっている。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 -平成 25 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<306,282>	<398,127>	<410,436>	<364,137>
男性	<347,276>	<415,003>	<418,405>	<440,437>
女性	<233,482>	<343,205>	<397,784>	<301,995>
男性を100 とした女性 の水準	<67.2>	<82.7>	<95.1>	<68.6>

注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。

注3 地共済の平均給料月額は、男女計328,349円、男性334,724円、女性318,227円である。

注4 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） -平成 25 年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	360,540	511,232	535,004	467,764
男性	412,337	535,629	549,876	571,669
女性	268,678	432,152	511,408	383,150
男性を100 とした女性 の水準	65.2	80.7	93.0	67.0

注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

2-47 図表 2-2-7 は 1人当たり標準報酬額(月額)の推移を示したものである。平成 25(2013) 年度における総報酬ベースの1人当たり標準報酬額は、厚生年金では増加、他の制度では減少した。特に地共済の減少（2.5%減）が大きい。これは、国家公

務員の給与の特例減額³⁷に準じた地方公務員給与の減額要請を受け、平成25(2013)年度に引下げ行われたことが影響しているものと考えられる。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

《総報酬ベース》

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
17	374,238	545,501	602,790	490,336
18	373,849	545,429	599,560	486,689
19	372,460	546,141	594,926	484,458
20	370,810	548,284	587,220	482,658
21	359,146	539,116	568,361	479,000
22	358,838	532,662	556,707	475,929
23	359,455	527,366	553,772	472,464
24	359,475	513,132	548,842	470,231
25	360,540	511,232	535,004	467,764

対前年度増減率(%)

17	△0.2	0.4	△0.1	△0.6
18	△0.1	△0.0	△0.5	△0.7
19	△0.4	0.1	△0.8	△0.5
20	△0.4	0.4	△1.3	△0.4
21	△3.1	△1.7	△3.2	△0.8
22	△0.1	△1.2	△2.1	△0.6
23	0.2	△1.0	△0.5	△0.7
24	0.0	△2.7	△0.9	△0.5
25	0.3	△0.4	△2.5	△0.5

(次頁に続く)

³⁷ 平成24(2012)年4月から2年間、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により給与減額の措置が講じられた。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移(続き)

《標準報酬月額ベース》

〈年度末〉 平成	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
17	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>
23	<304,589>		<410,861>	<428,670>	<366,072>
24	<306,131>		<396,555>	<426,746>	<365,461>
25	<306,282>		<398,127>	<410,436>	<364,137>

対前年度増減率(%)

17	<△0.2>	<0.6>	<△0.0>	<0.0>
18	<△0.2>	<0.2>	<△0.8>	<△0.3>
19	<△0.1>	<0.9>	<△0.8>	<0.0>
20	<0.2>	<0.5>	<△1.4>	<0.1>
21	<△2.8>	<△1.2>	<△1.2>	<△0.2>
22	<0.5>	<△0.4>	<△0.9>	<△0.2>
23	<△0.4>	<0.5>	<△0.7>	<△0.4>
24	<0.5>	<△3.5>	<△0.4>	<△0.2>
25	<0.0>	<0.4>	<△3.8>	<△0.4>

注1 《総報酬ベース》の数値は、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

《標準報酬月額ベース》の数値は、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

(5) 標準報酬月額別被保険者数の分布

2-48 図表 2-2-8 は、平成 25(2013)年度末の標準報酬月額別³⁸の被保険者数の分布を示したものである。この 5 年間の動向をみるために、平成 20(2008)年度末の分布も併せて示している。

2-49 厚生年金の男性は、62 万円³⁹の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30 万円と 41 万円にピークがある分布となっている。厚生年金の女性は、22 万円にピークがある分布となっている。

平成 20(2008)年度の分布と比較すると、男性では、32 万円以下で被保険者数が増加する一方、34 万円以上では減少している⁴⁰。女性では、12.6 万円以下で被保険者数が減少する一方、13.4 万円以上では増加しており⁴¹、男性とは逆の動向を示している。

2-50 国共済の男性は、44 万円の被保険者数が最も多くなっており、41～47 万円のピークに次いで、62 万円が多くなっている。国共済の女性は、22～44 万円に広く被保険者が分布している。

平成 20(2008)年度の分布と比較すると、男性、女性ともに、50 万円以上で減少しているのが特徴的である⁴²。この結果、男性は、平成 20(2008)年度では 62 万円は最も多くなっていたものが、平成 25(2013)年度は 41～47 万円の各標準報酬月額に次ぐものとなった。

なお、国共済の標準報酬月額別の分布を比較するにあたっては、平成 25(2013)年度は、国家公務員の給与の特例減額が行われていることに留意する必要がある。

2-51 地共済では、男性、女性ともに、給料月額⁴³39 万円以上 40 万円未満の被保険者数が最も多くなっている。地共済の給料月額の分布では、男性と女性でグラフの形状が似通ったものとなっていることが特徴的である。

平成 20(2008)年度の分布と比較すると、男性では、41 万円以上 42 万円未満にあったピークが 39 万円以上 40 万円未満へ 2 区分下がるとともに、男性、女性とも、41 万円以上で減少している⁴⁴。なお、地共済についても、平成 25(2013)年度については、

³⁸ 地共済については、(1.25 倍していない) 給料月額別の組合員数である。

³⁹ 62 万円は標準報酬月額の上限である。なお、年度末における全厚生年金被保険者の標準報酬月額の平均の 2 倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされている。

⁴⁰ 厚生年金の男性では、被保険者数の総数は増加している。

⁴¹ 厚生年金の女性では、被保険者数の総数は増加している。

⁴² 国共済では、被保険者数の総数は減少している。

⁴³ 地共済で給料月額を用いていることについては、2-45 を参照。

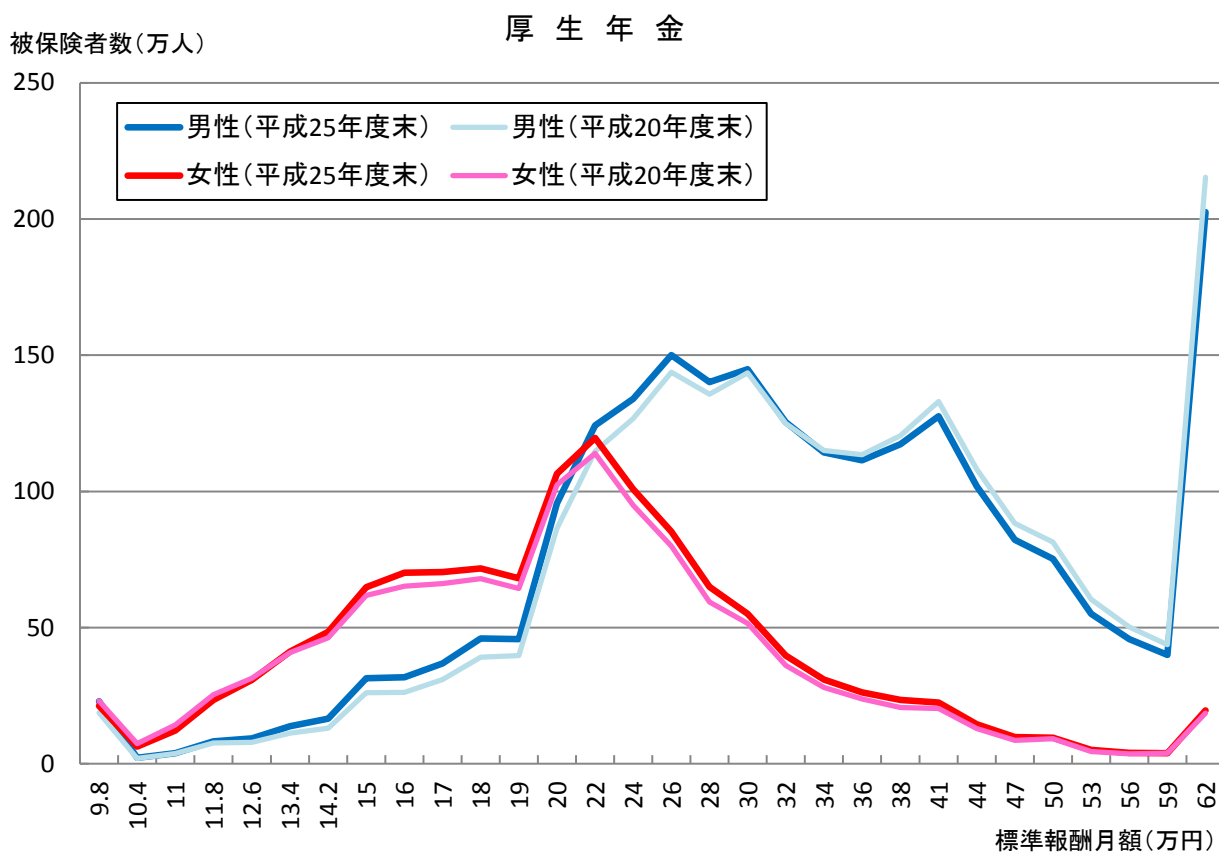
⁴⁴ 地共済では、被保険者数の総数は減少している。

2-47 で述べたとおり、国家公務員の給与の特例減額に準じた地方公務員給与の減額要請を受けた引下げの影響があることに留意する必要がある。

2-52 私学共済の男性は、全体の2割以上が62万円に集中しているのが特徴的である。一方、女性は22万円にピークがある分布となっている。

平成20(2008)年度の分布と比較すると、男性は50万円以上で減少している⁴⁵のに対し、女性は、概ね全ての標準報酬月額で増加している。

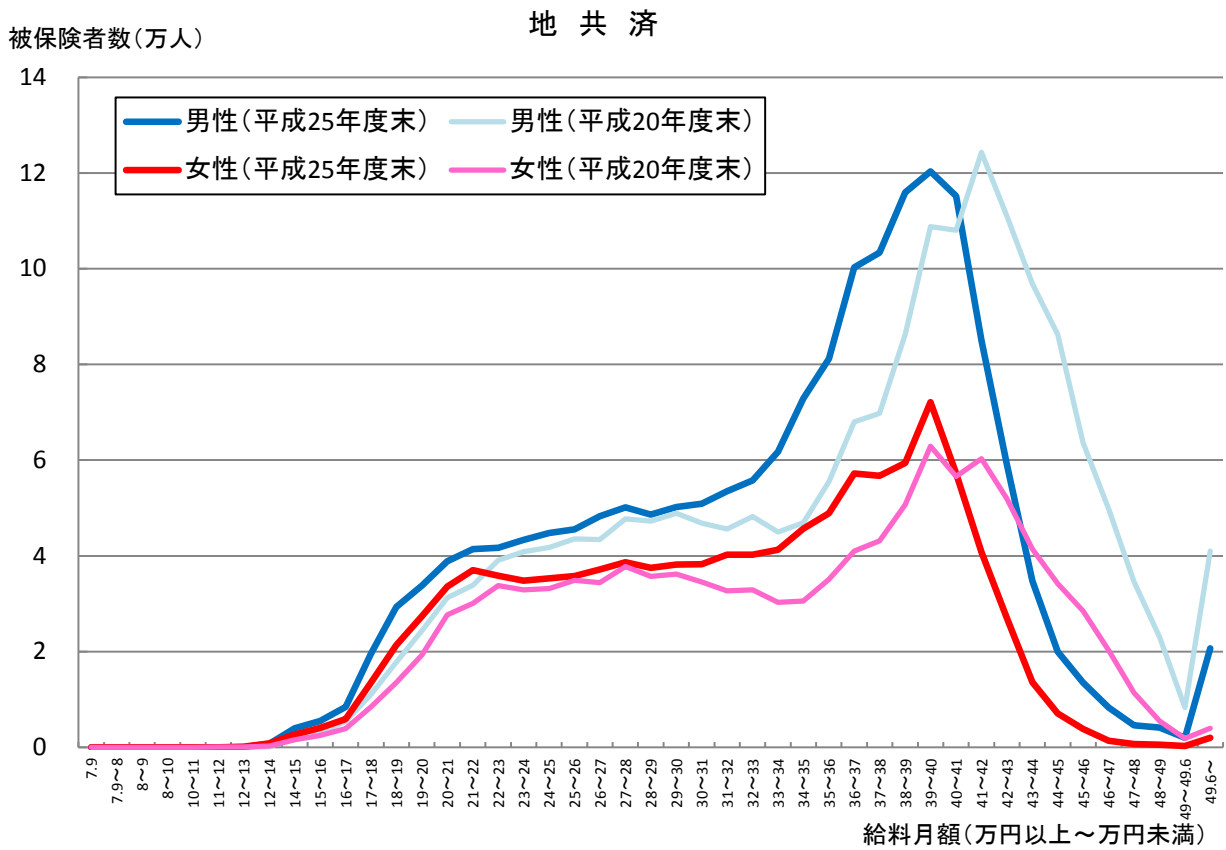
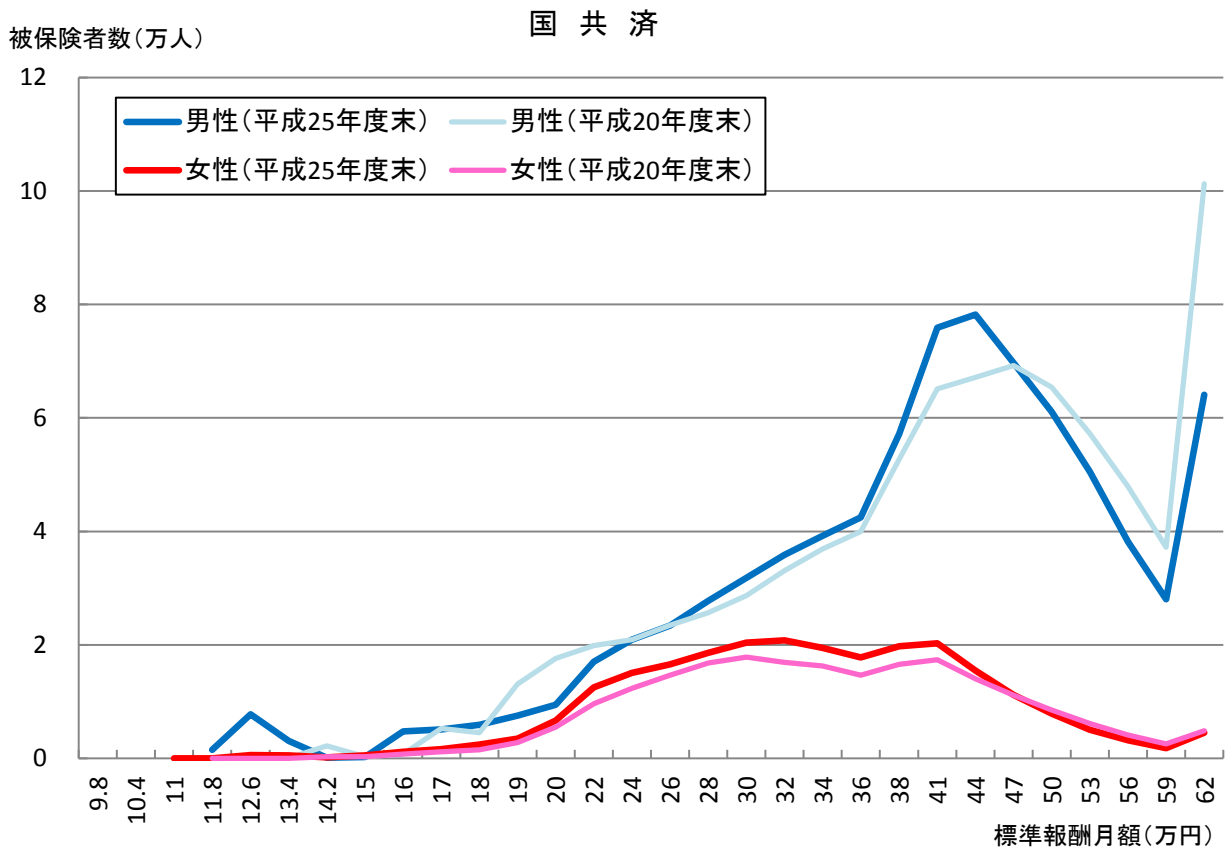
図表 2-2-8 標準報酬月額別被保険者数の分布



【次頁へ続く】

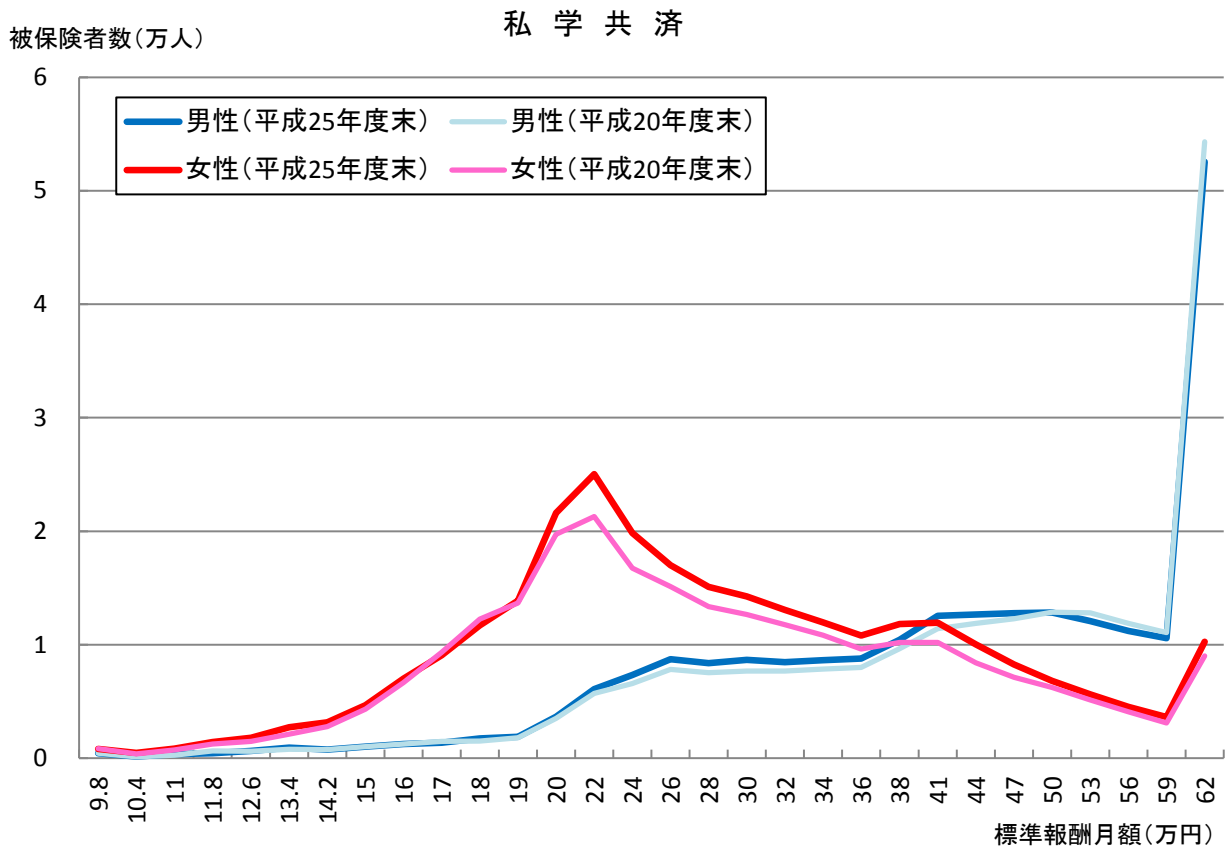
⁴⁵ 私学共済では、被保険者数の総数は増加している。

図表 2-2-8 標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



【次頁へ続く】

図表 2-2-8 標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



(6) 標準報酬総額

2-53 被用者年金の平成25(2013)年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、**図表2-2-9**に示すとおり、厚生年金153.0兆円、国共済6.5兆円、地共済18.2兆円、私学共済2.9兆円であった。標準報酬総額の推移をみると、平成25(2013)年度は、厚生年金及び私学共済で増加する一方、国共済及び地共済では引き続き減少しており、特に地共済では2.9%の減と大きく減少している。なお、これらの増減の要因については、次の(7)で分析している。

図表2-2-9 標準報酬総額の推移

《総報酬ベース》

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	億円	億円	億円	億円	億円
平成17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1,806,849
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	1,832,350
19	1,548,385	69,827	213,998	27,109	1,859,319
20	1,560,260	69,815	207,916	27,462	1,865,454
21	1,492,011	68,463	198,596	27,600	1,786,670
22	1,492,051	67,137	192,503	27,788	1,779,480
23	1,499,487	67,065	190,187	28,041	1,784,781
24	1,508,544	64,964	187,618	28,272	1,789,398
25	1,529,641	64,500	182,105	28,572	1,804,817
対前年度増減率(%)					
17	1.3	△0.1	△1.5	0.9	0.9
18	2.0	△0.4	△1.7	1.3	1.4
19	2.1	△0.7	△2.2	1.1	1.5
20	0.8	△0.0	△2.8	1.3	0.3
21	△4.4	△1.9	△4.5	0.5	△4.2
22	0.0	△1.9	△3.1	0.7	△0.4
23	0.5	△0.1	△1.2	0.9	0.3
24	0.6	△3.1	△1.4	0.8	0.3
25	1.4	△0.7	△2.9	1.1	0.9

(次頁に続く)

図表 2-2-9 標準報酬総額の推移（続き）

《標準報酬月額ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
17	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>
23	<1,269,651>			<51,920>	<146,776>	<21,600>	<1,489,947>
24	<1,279,299>			<50,615>	<144,936>	<21,839>	<1,496,689>
25	<1,295,735>			<50,084>	<139,944>	<22,109>	<1,507,872>

対前年度増減率(%)

17	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>	<1.0>
18	<1.9>	<△0.2>	<△1.8>	<1.7>	<1.4>
19	<2.3>	<△0.7>	<△2.4>	<1.5>	<1.7>
20	<1.2>	<0.2>	<△2.9>	<1.8>	<0.8>
21	<△3.0>	<△0.8>	<△2.6>	<1.2>	<△2.8>
22	<△0.4>	<△1.1>	<△2.0>	<1.1>	<△0.6>
23	<0.3>	<1.0>	<△1.2>	<1.3>	<0.2>
24	<0.8>	<△2.5>	<△1.3>	<1.1>	<0.5>
25	<1.3>	<△1.0>	<△3.4>	<1.2>	<0.7>

注1 年度間累計の額である。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注3 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

(7) 年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート分析

2-54 (6)でみたように、平成25(2013)年度の標準報酬総額は、国家公務員の給与の特例減額に準じた地方公務員給与の減額要請を受けた引下げの影響が実績として現れ、地共済で大きく減少した。こうした点を含め、各制度の標準報酬の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート⁴⁶(=同じ出生年度の集団)に着目して、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけての標準報酬総額の動向を分析する。

2-55 図表2-2-10は、年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート増減額(平成24年度→平成25年度)及びその要因分析の結果を示したものである。

(i) 分析方法

2-56 この分析においては、各年齢における標準報酬総額(推計値)を

(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数

で算出し、年齢階級別のコーホート増減額を推計する。ここで、1人当たり標準報酬月額は年度末の数値を、1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者に係る年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除した数値⁴⁷を用いている。推計された標準報酬総額(推計値)は、各月の被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額がすべて累積される標準報酬総額の実績とは一致しないが、年齢階級別標準報酬総額の動向を分析するため、ここでは、年金数理部会においてヒアリングしていない実績のかわりに上記推計値を用いて分析を行う。

2-57 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・「標準報酬総額=1人当たり標準報酬額⁴⁸×年度末被保険者数」として計算する。
- ・まず、平成24(2012)年度の各年齢階級別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを平成25(2013)年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分⁴⁹」とする。

⁴⁶ 年齢別コーホートは、年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、平成24(2012)年度末に29歳であった者の集団が平成25(2013)年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「n-1年度末にx-1歳」であった者が「n年度末にx歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、n年度末の年齢(x歳)を基準として表記している。

⁴⁷ 年度中の新規加入者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなることが考えられるほか、年度中の脱退者に係る標準賞与額は算出の対象に入らない。

⁴⁸ 「1人当たり標準報酬額=1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額」で算出している。

- ・次に、1人当たり標準報酬額を平成24(2012)年度における1歳上の年齢の値に置き換えて計算し、差額を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成24(2012)年度と同一年齢の平成25(2013)年度の値に置き換えて計算し、差額を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

図表 2-2-10 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析
（平成24年度→平成25年度）

年齢階級 (平成25年度末)		厚生年金 男性 (推計値)	厚生年金 女性 (推計値)	国共済 (推計値)	地共済 (推計値)	私学共済 (推計値)	被用者年金 制度計 (推計値)
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
総 増 減 額	～24歳	11,949	9,837	741	1,844	559	24,929
	25～34歳	14,162	1,571	428	1,953	77	18,191
	35～44歳	9,749	3,231	186	282	211	13,659
	45～54歳	1,333	2,245	△ 1,263	△ 1,351	135	1,099
	55～64歳	△ 13,644	△ 3,106	△ 1,779	△ 9,082	△ 197	△ 27,807
	65歳～	△ 9,067	△ 2,575	△ 250	△ 181	△ 489	△ 12,561
	計	14,482	11,203	△ 1,936	△ 6,535	296	17,510
人 数 の 変 化 分	～24歳	9,643	7,622	428	1,537	423	19,654
	25～34歳	6,335	△ 735	△ 38	605	△ 112	6,056
	35～44歳	3,318	2,437	△ 632	465	89	5,677
	45～54歳	1,925	2,059	△ 1,252	1,053	103	3,887
	55～64歳	△ 5,285	△ 2,457	△ 1,603	△ 7,214	△ 110	△ 16,669
	65歳～	△ 8,151	△ 2,536	△ 248	△ 254	△ 455	△ 11,645
	計	7,784	6,390	△ 3,344	△ 3,807	△ 62	6,961
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	～24歳	2,180	1,896	225	381	130	4,812
	25～34歳	6,792	1,532	386	1,814	189	10,712
	35～44歳	7,619	495	568	1,051	187	9,920
	45～54歳	1,159	△ 342	266	△ 663	103	524
	55～64歳	△ 8,851	△ 1,054	△ 7	△ 270	△ 33	△ 10,215
	65歳～	△ 698	4	23	95	△ 17	△ 593
	計	8,201	2,532	1,461	2,409	557	15,160
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	～24歳	125	318	89	△ 75	6	463
	25～34歳	1,035	773	80	△ 466	△ 1	1,422
	35～44歳	△ 1,188	299	250	△ 1,234	△ 64	△ 1,938
	45～54歳	△ 1,751	528	△ 278	△ 1,741	△ 70	△ 3,312
	55～64歳	493	405	△ 169	△ 1,599	△ 54	△ 923
	65歳～	△ 218	△ 43	△ 25	△ 21	△ 16	△ 323
	計	△ 1,503	2,280	△ 53	△ 5,136	△ 198	△ 4,610

注1 年齢階級は、各コーホートの平成25年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

⁴⁹ 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

(ii) 分析結果

2-58 図表 2-2-10 上段の総増減額についてみると、被用者年金制度計の標準報酬総額(推計値)は、平成 24(2012)年度から平成 25(2013)年度にかけて増加している。コーホート別にみると、平成 25(2013)年度末に 55～64 歳、65 歳以上の各コーホートで減少する一方、54 歳以下の各コーホートで増加している。厚生年金、私学共済のコーホート別の状況も同様であるが、国共済、地共済では、これに加え、45～54 歳の各コーホートでも減少している。

2-59 次に、要因分析の結果(下の3段)をみる。厚生年金男性の場合、年齢計では「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加要因、「マクロベースの賃金の変化分」が減少要因となっている。コーホート別にみると、年齢の低い 34 歳以下の各コーホートで3つすべてが増加要因となる一方、65 歳以上のコーホートでは3つ全てが減少要因となっているなど、コーホートにより状況が異なっている。

2-60 厚生年金女性の場合は、年齢計では3つすべてが増加要因となっている。コーホート別にみると、「人数の変化分」が 25～34 歳、55 歳以上の各コーホートで減少要因となっている。この 25～34 歳のコーホートでの「人数の変化分」による減少は、出産・育児等での離職が多いことが反映されたものと考えられる。また、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 45～54 歳、55～64 歳の各コーホートで減少要因となっている。

2-61 国共済の場合は、年齢計では、「人数の変化分」による減少が大きく、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」による増加の 2 倍程度となっている。前年度は影響の大きかった「マクロベースの賃金の変化分」の影響は小さくなっているが、これは、ともに国家公務員の給与の特例減額の期間中である平成 24(2012)年度末と平成 25(2013)年度末との比較であるためである。

2-62 地共済の場合は、年齢計では「人数の変化分」と「マクロベースの賃金の変化分」が減少要因となっており、ともに「年齢上昇に伴う賃金の変化分」の増加要因を打ち消す状況にある。コーホート別にみると、「人数の変化分」は 55 歳以上の各コーホートで減少要因となっており、特に 55～64 歳の減少が大きい。また、全てのコーホートで「マクロベースの賃金の変化分」が減少要因となっているが、これは、国家公務員の給与の特例減額に準じた地方公務員給与の減額要請を受けた引下げの影響が現れたものと考えられる。

2-63 私学共済の場合は、年齢計では、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」が増加要因となる一方、「人数の変化分」と「マクロベースの賃金の変化分」が減少要因となっている。コーホート別にみると、「マクロベースの賃金の変化分」は 24 歳未満を除く各コーホートで減少要因となっている。また、厚生年金女性と同様に、出産・育児等での離職

が多いと考えられる 25～34 歳のコーホートで「人数の変化分」が減少要因となっている。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数

(i) 受給権者数

2-64 平成25(2013)年度末の受給権者数は、**図表 2-3-1** に示すとおり、厚生年金 3,456 万人、国共済 125 万人、地共済 292 万人、私学共済 42 万人、国民年金⁵⁰ 3,196 万人であった。

2-65 これらは、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数⁵¹ は、3,950 万人である。

図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266	778	1,747	173	15,152
12	19,529		331	862	1,984	224	19,737
17	25,110			984	2,289	281	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309	26,387
20	29,072			1,094	2,543	329	27,433
21	30,581			1,139	2,645	348	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370	28,857
23	33,034			1,210	2,830	389	29,649
24	34,053			1,243	2,915	409	30,853
25	34,555			1,245	2,919	421	31,964

対前年度増減率(%)							
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0
21	5.2			4.1	4.0	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.5	2.0
23	3.3			2.7	3.2	5.1	2.7
24	3.1			2.7	3.0	5.2	4.1
25	1.5			0.2	0.1	2.8	3.6

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

⁵⁰ 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

⁵¹ 福祉年金受給権者を含む数値である。

2-66 受給権者数の推移をみると、各制度とも増加傾向が続いている。平成25(2013)年度の増加率は、厚生年金1.5%、国共済0.2%、地共済0.1%、私学共済2.8%となっており、平成24(2012)年度に比べ伸びが鈍化している。これは、平成25(2013)年度から厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が61歳となったことが影響していると考えられる。特に、男女ともに支給開始年齢が61歳となった共済年金各制度については、増減率に与えた影響が大きくなっている(2-88も参照)。

(ii) 受給者数

2-67 図表2-3-2は、受給者数(受給権者のうち、年金が全額支給停止⁵²されている者以外の人数)の推移をみたものである。受給権者数の動向と概ね同様の傾向となっている。

図表2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	258	-	1,680	158	14,751
12	18,074		320	837	1,913	207	19,304
17	23,156			956	2,206	259	23,954
18	24,043			980	2,253	273	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305	26,949
21	28,141			1,105	2,520	323	27,787
22	29,433			1,144	2,613	345	28,343
23	30,479			1,174	2,700	363	29,122
24	31,535			1,206	2,783	384	30,305
25	32,164			1,215	2,826	401	31,397

対前年度増減率(%)

17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9
21	5.5			4.3	3.9	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.7	2.0
23	3.6			2.7	3.3	5.3	2.7
24	3.5			2.7	3.1	5.9	4.1
25	2.0			0.8	1.6	4.2	3.6

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

⁵² 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

るが、近年は、被用者年金各制度において、受給権者数よりも伸び率が若干高くなっている。

(2) 受給権者の年金種別別構成

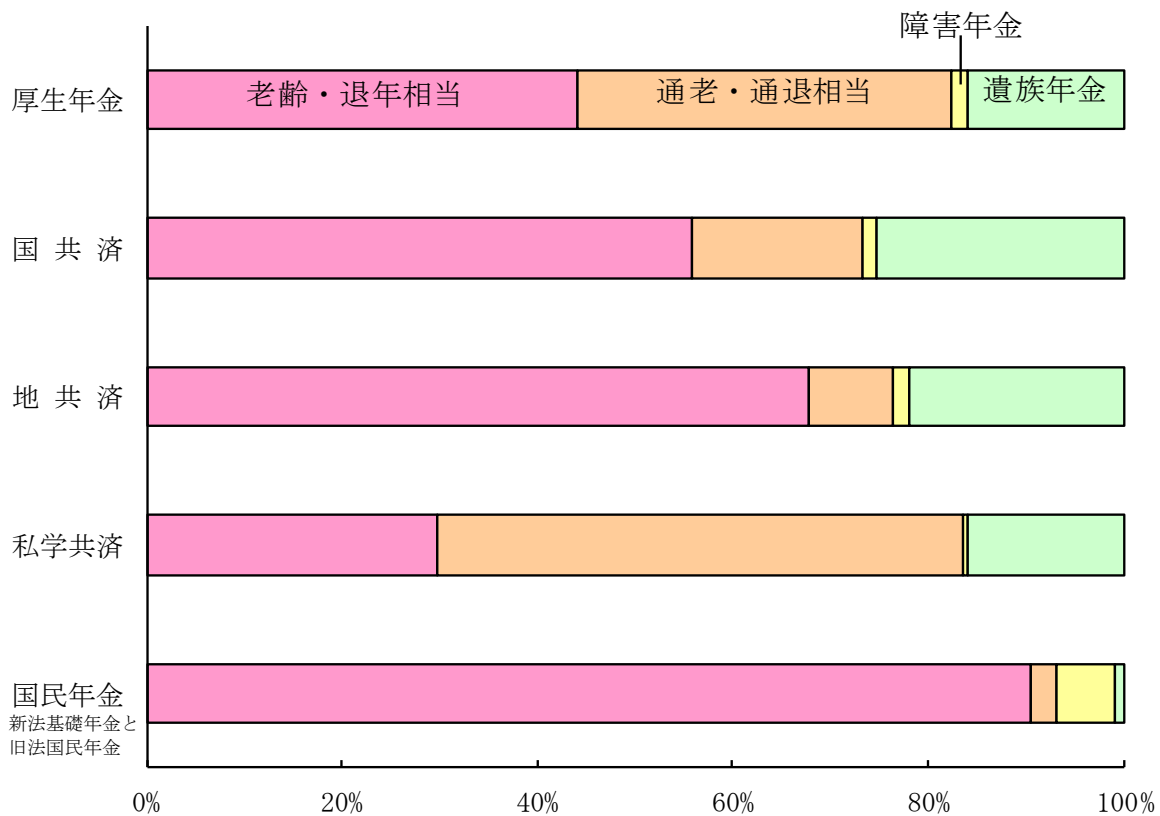
2-68 受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当⁵³」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当⁵⁴」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-69 受給権者の年金種別別構成をみると、**図表 2-3-3** 及び**図表 2-3-4** に示すように、ほとんどの制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 -平成 25 年度末-



⁵³ 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

⁵⁴ 脚注 53 を参照。

では通老・通退相当の割合が最も大きいなど、以下のとおり、制度によって、その構成にはかなりの違いが見られる。

図表 2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 -平成 25 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,555	1,245	2,919	421	31,964
老齢・退職年金	老齢・退年相当	694	1,978	126	28,968
	通老・通退相当	220	255	226	802
障害年金	573	18	50	3	1,931
遺族年金	5,493	313	637	67	263
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	55.8	67.8	29.8	90.6
	通老・通退相当	17.7	8.7	53.7	2.5
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.6	6.0
遺族年金	15.9	25.1	21.8	15.8	0.8
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	32,164	1,215	2,826	401	31,397
老齢・退職年金	老齢・退年相当	682	1,948	114	28,690
	通老・通退相当	217	247	218	799
障害年金	397	11	25	2	1,800
遺族年金	5,134	305	606	66	108
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	56.1	68.9	28.5	91.4
	通老・通退相当	17.8	8.7	54.3	2.5
障害年金	1.2	0.9	0.9	0.6	5.7
遺族年金	16.0	25.1	21.4	16.6	0.3

注 1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注 2 国民年金の新法基礎年金には、第 1 号被保険者期間がない者も含まれている。

2-70 厚生年金では、老齢・退年相当の割合が44.1%と最も大きく、次いで通老・通退相当が38.4%となっている。遺族年金は15.9%、障害年金は1.7%となっている。

2-71 国共済及び地共済では、老齢・退年相当の割合がそれぞれ55.8%、67.8%となっており、他制度に比べて大きい。また、通老・通退相当は、それぞれ17.7%、8.7%と、厚生年金(38.4%)、私学共済(53.7%)に比べて小さい。また、国共済及び地共済は、加入期間の長い者の割合が他の被用者年金に比べて大きい。

2-72 私学共済では、老齢・退年相当の割合が29.8%であるのに対し、通老・通退相当が53.7%と5割強を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、他制度に比べ特徴的である。

2-73 国民年金では、老齢・退年相当が90.6%で、全体の9割を占めている。また、遺族年金が0.8%と被用者年金に比べて小さく、障害年金(6.0%)よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金⁵⁵の受給権が、基本的には18歳未満の子⁵⁶又は18歳未満の子を持つ妻⁵⁷にしか与えられないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が与えられる。

⁵⁵ 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

⁵⁶ 18歳未満の子とは、正しくは、18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子であることを意味する。

⁵⁷ 平成26(2014)年4月からは配偶者であるが、平成25(2013)年度の時点では妻である。

(3) 年金総額

(i) 年金総額

2-74 図表 2-3-5 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。平成 25(2013)年度末の年金総額は、厚生年金 27.0 兆円、国共済 1.7 兆円、地共済 4.7 兆円、私学共済 0.3 兆円、国民年金⁵⁸21.0 兆円となっている。公的年金制度全体では 54.7 兆円であった。

図表 2-3-5 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24	279,061	17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
対前年度増減率(%)							
17	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2	2.7
18	1.0	0.1	0.7	3.0	0.9	4.9	2.2
19	0.9	△0.3	0.9	2.0	0.9	4.7	2.1
20	2.4	0.8	2.2	3.0	2.3	4.8	3.1
21	2.2	1.1	2.3	3.5	2.2	3.9	2.8
22	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7	1.8
23	1.6	0.1	1.5	2.6	1.5	3.1	2.1
24	0.1	△0.1	1.0	2.4	0.2	4.6	1.8
25	△3.3	△6.0	△6.2	△1.9	△3.8	3.3	△1.2

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済を含む。

注2 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注3 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

⁵⁸ 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれていない。

2-75 平成 25(2013)年度末の年金総額は、平成 24(2012)年度末に比べ被用者年金各制度において減少している。これには、平成 25(2013)年度から厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳となるとともに特別支給の定額部分がなくなったこと(2-88 参照)、平成 25(2013)年 10 月から特例水準の解消⁵⁹が行われていることなどが影響していると考えられる。国共済及び地共済については、被用者年金一元化法により、平成 25(2013)年 8 月から恩給期間に係る給付の引下げが行われたことも影響していると考えられる。

2-76 全額支給停止されている年金額を除外した受給者ベースでみると、図表 2-3-6 の下段に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、平成 25(2013)年度で 52.8 兆円となる。なお、受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものとなっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではないことには留意が必要である。

(ii) 年金総額の年金種別別構成

2-77 年金種別別の年金総額(受給権者ベース)の割合をみると、図表 2-3-6 に示すように、各制度とも老齢・退年相当が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金各制度では 7 割程度であるのに対し、国民年金では 9 割と大きい。

被用者年金制度間で比較すると、私学共済は 65.7%と他制度に比べて小さくなっており、代わりに通老・通退相当が 18.7%と、他の被用者年金制度に比べ大きくなっている。また、被用者年金各制度では、遺族年金が 15~25%となっているのに対し、障害年金は 2%未満という状況であるが、国民年金では、遺族年金が 0.9%、障害年金が 8.0%と、2-73 で述べたのと同様の違いがみられる。

⁵⁹ 平成 25(2013)年 9 月分までの年金額は、平成 12(2000)年度から 14(2003)年度にかけての物価下落のなかで、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より 2.5%高い水準(特例水準)となっていた。この特例水準は、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 99 号)により、平成 25(2013)年 10 月に△1.0%、26(2014)年 4 月に△1.0%、27(2015)年 4 月に△0.5%それぞれ引き下げて、計画的に解消することとされている。

図表 2-3-6 年金種別別にみた年金総額 -平成 25 年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
受給権者								
計	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	186,575	11,977	36,047	2,174	236,773	189,603	426,375
	通老・通退相当	25,430	387	775	619	27,211	1,779	28,990
障害年金	4,472	196	626	28	5,321	16,752	22,074	
遺族年金	53,332	4,238	9,408	488	67,467	1,938	69,404	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	69.2	71.3	76.9	65.7	70.3	90.3	78.0
	通老・通退相当	9.4	2.3	1.7	18.7	8.1	0.8	5.3
障害年金	1.7	1.2	1.3	0.9	1.6	8.0	4.0	
遺族年金	19.8	25.2	20.1	14.7	20.0	0.9	12.7	
受給者								
計	256,672	16,429	45,677	3,107	321,886	206,546	528,432	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	178,137	11,778	35,554	2,004	227,474	188,050	415,524
	通老・通退相当	23,718	374	745	591	25,428	1,774	27,202
障害年金	2,976	121	330	25	3,452	15,686	19,138	
遺族年金	51,841	4,154	9,047	487	65,529	1,036	66,565	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	69.4	71.7	77.8	64.5	70.7	91.0	78.6
	通老・通退相当	9.2	2.3	1.6	19.0	7.9	0.9	5.1
障害年金	1.2	0.7	0.7	0.8	1.1	7.6	3.6	
遺族年金	20.2	25.3	19.8	15.7	20.4	0.5	12.6	

注 1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注 2 国民年金の新法基礎年金には、第 1 号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

2-78 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。

(i) 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢

2-79 平成25(2013)年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、**図表2-3-7**に示すとおり、厚生年金1,523万人、国共済69万人、地共済198万人、私学共済13万人、国民年金⁶⁰2,897万人であった。老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.4%、次いで地共済、厚生年金の順となっており、国共済が最も小さく16.5%である。また、国民年金は56.3%となっている。

平均年齢は、各制度とも71～75歳程度である。厚生年金及び私学共済が72.4歳で最も低く、国民年金が75.0歳で最も高くなっている。

2-80 なお、**図表**中「公的年金制度全体30,682千人(老齢基礎年金等受給権者数)」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者(老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。)の人数⁶¹である。

図表2-3-7 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢 —平成25年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 15,230	千人 694	千人 1,978	千人 126	千人 28,968	千人 30,682
男性	10,301	580	1,299	76	12,665	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,929	115	679	49	16,303	
女性割合(%)	32.4	16.5	34.3	39.4	56.3	
平均年齢 計	歳 72.4	歳 74.6	歳 73.2	歳 72.4	歳 75.0	
男性	72.0	74.3	72.9	71.8	74.1	
女性	73.3	76.2	73.7	73.2	75.7	

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

注2 平均年齢は、年度末の年齢(月数を考慮しないベース)を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

⁶⁰ 国民年金は、新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数である。

⁶¹ 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

(ii) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-81 平成25(2013)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額⁶²（老齢基礎年金分を含む）をみると、図表2-3-8に示すとおり、地共済が最も高く19.3万円、次いで私学共済18.8万円、国共済18.7万円、厚生年金14.6万円（厚生年金基金が代行している部分も含む）の順となっている。

2-82 平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」だけ高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性の平均年金月額は男性に比べ低いため（2-85参照）、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること等に留意する必要がある。

図表2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成25年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544	
男性	166,418	191,102	201,917	207,207	58,616	
女性	102,086	165,304	174,804	159,036	51,381	
女(男=100)	61.3	86.5	86.6	76.8	87.7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	401	427	424	392	369	
男性	440	430	438	403	406	注3 老齢基礎年金平均 年金月額
女性	319	408	398	375	339	
繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 ^{注2} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	156,511	203,631	209,874	205,498	57,289	5.7万円

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

注2 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。

注3 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

⁶² 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照。

2-83 平均年金月額に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者⁶³

を除くと、地共済 21.0 万円、私学共済 20.5 万円、国共済 20.4 万円、厚生年金 15.7 万円（厚生年金基金が代行している部分も含む）となる（**図表 2-3-8** の下段）。

2-84 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均は 5.7 万円である。繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めたものの平均は 5.5 万円（**図表 2-3-8** 中「54,544 円」）となる。

2-85 平成 25(2013)年度末の女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると、厚生年金は 10.2 万円、男性（16.6 万円）の 61.3%とほぼ 6 割の水準である。これに対し、国共済は 16.5 万円、男性（19.1 万円）の 86.5%、地共済は 17.5 万円、男性（20.2 万円）の 86.6%となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額に男女間の差が小さいためと考えられる。

⁶³ 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、2-75 で述べたとおり、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、平成 25(2013)年度から 61 歳に引き上げられている。

(iii) 1人当たり保険料と平均年金月額

2-86 被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を同じ時点で比較したものが図表2-3-9である。ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成25(2013)年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

2-87 平成25(2013)年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり月額6.2万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者の年金額は、平均で月額14.6万円という状況である。国共済、地共済、私学共済は、それぞれ、被保険者1人当たり月額8.5万円、8.9万円、6.4万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金額は、月額18.7万円、19.3万円、18.8万円と、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。

図表2-3-9 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）

—平成25年度、平成25年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
○被保険者					
1人当たり標準報酬額 （総報酬ベース・月額）	①	360,540 円	511,232 円	535,004 円	467,764 円
保険料率 （平成25年9月）	②	17.120 %	16.570 %	16.570 %	13.646 %
1人当たり保険料 （総報酬ベース・月額）	①×②	61,725 円	84,711 円	88,650 円	63,831 円
○老齢・退年相当の受給権者					
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）		145,596 円	186,842 円	192,607 円	188,205 円
平均加入期間		401 月	427 月	424 月	392 月

(iv) 本来支給、特別支給の平均年金月額

2-88 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生(退職共済)年金が支給されている。平成6(1994)年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性の場合、平成25(2013)年度には定額部分の支給はなくなった。報酬比例部分については、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、平成25(2013)年度から61歳に引き上げられ、今後、段階的引上げが続いていく。こうした状況⁶⁴を示したものが図表2-3-10である。

2-89 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成25(2013)年度末で厚生年金15.9万円、国共済20.3万円、地共済20.9万円、私学共済21.0万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-90 65歳未満までの新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13(2001)年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられ、平成25(2013)年度においては、厚生年金の女性の63歳～64歳を除き、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映しているものと考えられる。

⁶⁴ 用語解説参考図表4を参照。

図表 2-3-10 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成 25 年度末—

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		102,087 〔145,596〕	143,745 〔186,842〕	151,896 〔192,607〕	144,339 〔188,205〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満		135,416		
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔55,942〕	99,047 〔140,430〕	134,645 〔135,169〕	93,860 〔93,860〕
	支 給 分	61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔83,711〕	121,995 〔123,516〕	131,757 〔131,901〕	116,223 〔116,223〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔83,769〕	121,522 〔123,393〕	131,948 〔132,056〕	112,843 〔112,843〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔100,139〕	122,011 〔123,997〕	141,667 〔141,737〕	114,070 〔114,070〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔102,701〕	122,954 〔124,986〕	141,821 〔141,872〕	115,275 〔115,275〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕		101,121 〔159,421〕	139,769 〔202,681〕	146,719 〔208,901〕	151,470 〔210,153〕
	旧法部分		153,968	181,933 150,110	204,647 140,288	166,235 137,039

男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		120,427 〔166,418〕	147,105 〔191,102〕	158,634 〔201,917〕	161,635 〔207,207〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満		142,489		
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔131,754〕	100,302 〔142,000〕	135,651 〔136,191〕	103,687 〔103,687〕
	支 給 分	61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔96,735〕	124,531 〔126,198〕	135,834 〔136,060〕	125,639 〔125,639〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔97,759〕	124,288 〔126,339〕	136,524 〔136,691〕	124,049 〔124,049〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔101,710〕	125,031 〔127,216〕	150,799 〔150,906〕	125,221 〔125,221〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔105,756〕	125,887 〔128,094〕	150,976 〔151,051〕	127,368 〔127,368〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕		121,584 〔181,883〕	143,761 〔206,957〕	155,448 〔218,453〕	171,057 〔230,699〕
	旧法部分		205,389	189,004 152,027	218,945 156,980	199,110 146,939

女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		63,763 〔102,086〕	126,755 〔165,304〕	139,011 〔174,804〕	117,725 〔159,036〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満		111,370		
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔49,532〕	85,314 〔123,257〕	113,379 〔113,379〕	79,666 〔79,666〕
	支 給 分	61歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔49,541〕	105,846 〔106,447〕	124,783 〔124,785〕	99,275 〔99,275〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔48,210〕	104,329 〔105,089〕	123,619 〔123,622〕	94,463 〔94,463〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔96,204〕	102,601 〔103,327〕	123,614 〔123,614〕	95,082 〔95,082〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	… 〔94,958〕	103,250 〔104,125〕	123,072 〔123,072〕	94,452 〔94,452〕
	65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕		55,582 〔109,435〕	118,478 〔179,809〕	127,217 〔187,584〕	119,567 〔176,792〕
	旧法部分		108,478	161,629 87,350	192,031 119,639	155,358 129,442

注1 []内は基礎年金額(国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値)を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者

についての数値である。

(v) 老齢・退年相当の平均年金月額推移

2-91 図表 2-3-11 は、老齢・退年相当の平均年金月額推移を示したものである。老齢基礎年金分を含む平均年金月額をみると(図表 2-3-11「○老齢基礎年金分を含む」)、被用者年金では、平成 25(2013)年度の対前年度増減率が、厚生年金 1.9%減、国共済で 3.7%減、地共済で 4.3%減、私学共済で 1.2%減となり、引き続き各制度で減少している。一方、国民年金の平均年金月額⁶⁵は、平成 24(2012)年度まで増加していたが、平成 25(2013)年度から減少し、対前年度 0.4%減の 54,544 円となった。

また、老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると(図表 2-3-11「○老齢基礎年金分を含まない」)、被用者年金各制度で減少傾向が続いている。

以上の要因については、2-100 で分析している。

図表 2-3-11 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544

対前年度増減率(%)

17	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
18	△1.4	△0.5	△0.8	△0.5	0.5
19	△2.9	△2.1	△2.5	△2.7	0.7
20	△1.5	△1.4	△1.4	△1.7	0.7
21	△1.3	△0.7	△1.2	△1.0	0.6
22	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
23	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.2
24	△0.8	△0.4	△0.8	△0.1	0.3
25	△1.9	△3.7	△4.3	△1.2	△0.4

注1 厚生年金の平成7年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

(次頁に続く)

⁶⁵ 国民年金の平均年金月額は、新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均である。

図表 2-3-11 平均年金月額推移 —老齢・退年相当— (続き)

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
12	149,564	196,201	210,629	192,790
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827
23	110,041	155,871	165,966	151,035
24	107,123	153,144	162,917	149,183
25	102,087	143,745	151,896	144,339

対前年度増減率(%)

17	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
18	△3.0	△1.5	△1.8	△1.5
19	△4.6	△3.1	△3.4	△3.8
20	△2.8	△2.3	△2.3	△2.5
21	△2.2	△1.5	△1.7	△1.5
22	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
23	△1.4	△1.4	△1.5	△1.2
24	△2.7	△1.7	△1.8	△1.2
25	△4.7	△6.1	△6.8	△3.2

注 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

(vi) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-92 平均年金月額の影響を与える平均加入期間の動向をみる。平成25(2013)年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、**図表 2-3-12**のとおり、厚生年金401月、国共済427月、地共済424月、私学共済392月、国民年金⁶⁶369月となっており、国共済と地共済で長くなっている。

2-93 受給権者の平均加入期間の推移をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、近年は年5～8月の増加となっており、平成25(2013)年度末は369月と、平成7(1995)年度末からの18年間で128月伸びている。一方、被用者年金では、厚生年金、私学共済の伸びが年あたり2～3月と、国共済、地共済に比べ高くなっている。

図表 2-3-12 受給権者の平均加入期間の推移 —老齢・退年相当—

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
					新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
12	364	413	410	366	284
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
20	388	423	419	384	342
21	391	424	420	385	348
22	394	425	421	387	353
23	396	425	422	389	358
24	399	426	423	390	363
25	401	427	424	392	369
対前年度増減差					
17	3	1	1	2	8
18	2	1	1	3	7
19	3	1	1	1	7
20	3	1	1	2	6
21	3	1	1	1	6
22	2	1	1	2	5
23	2	0	1	2	5
24	3	1	1	1	6
25	2	1	1	2	5

注1 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

⁶⁶ 国民年金の平均加入期間は、新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均である。

2-94 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、**図表 2-3-13**である。新規裁定者について分析するにあたっては、新規裁定者の実績は、当該年度に新たに裁定され年金受給権を得た者に係る実績となっている。ここで、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）ともに新規裁定として計上されていないこと⁶⁷や、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者の実績に含まれていること等に留意する必要がある。

2-95 厚生年金の男性の平成25(2013)年度の新規裁定者の平均加入期間は419月となっており、平成9(1997)年度と比べて5月長くなっている。平成9(1997)年度から平成25(2013)年度までの推移をみると、平成14(2002)年度まで増加をした後、横ばいとなり、平成18(2006)年度以降は減少傾向にある。なお、平成25(2013)年度に7月減少し、平成24(2012)年までに比べ減少が大きくなっているが、**2-88**に述べたとおり、厚生年金の男性、国共済、地共済及び私学共済では報酬比例部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、平成25(2013)年度の新規裁定者数が17.6万人と平成24(2012)年度の54.4万人から大きく減少していることに留意する必要がある。

厚生年金の女性は、平成9(1997)年度から増加し続け、平成25(2013)年度は357月となっており、平成9(1997)年度に比べて45月長くなっている。

2-96 なお、厚生年金の男女計については、平成25(2013)年度に20月減少し、平成24(2012)年までに比べ減少が大きくなっているが、これは、上記のとおり、男性の新規裁定者数が大きく減少する一方で、女性の新規裁定者数は19.6万人と平成24(2012)年度の20.7万人からの減少が小さく、その結果として、新規裁定者に占める女性の割合が大きくなっていることの影響が現れていることに留意する必要がある。

2-97 国共済は、平成25(2013)年度は434月となっており、平成11(2001)年度⁶⁸と比べて7月長くなっている。平成11(2001)年度から平成25(2013)年度までの推移をみると、平成18(2006)、20(2008)、21(2009)、22(2010)年度において2～3月減少している。

2-98 地共済は、平成9(1997)年度から多少の増減はあるものの概ね増加している傾向にあり、平成25(2013)年度は442月となっており、平成9(1997)年度に比べて27月

⁶⁷ このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については、**図表 2-3-13**には反映されていないことに留意する必要がある。

⁶⁸ 国共済の新規裁定者の平均加入期間については、年金数理部会への報告が平成11(1999)年度分から行われている。

長くなっている。

2-99 私学共済は、平成9(1997)年度から概ね増加し続け、平成25(2013)年度は408月となっており、平成9(1997)年度に比べて32月長くなっている。

図表 2-3-13 新規裁定者の平均加入期間の推移 - 老齢・退年相当 -

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	男性	女性					
平成	月	月	月	月	月	月	月
9	400	414	312		415	376	315
10	402	418	321		417	378	324
11	412	424	325	427	420	381	330
12	409	427	331	430	424	384	336
13	409	432	335	431	426	387	346
14	412	434	338	431	425	388	354
15	412	434	341	432	428	392	361
16	413	434	343	436	431	393	368
17	412	434	344	436	431	396	374
18	412	433	346	434	429	396	377
19	410	432	348	434	429	398	381
20	409	430	349	431	430	398	381
21	408	429	350	429	429	399	385
22	407	427	352	427	430	399	387
23	407	427	354	428	431	398	393
24	407	426	355	430	431	400	395
25	386	419	357	434	442	408	397
対前年度増減差							
10	2	4	9		2	2	9
11	10	6	4		3	3	6
12	△3	3	6	3	4	3	6
13	0	5	4	1	2	3	10
14	3	2	3	0	△1	1	8
15	0	0	3	1	3	4	7
16	1	0	2	4	3	1	7
17	△1	0	1	0	0	3	6
18	0	△1	2	△2	△2	0	3
19	△2	△1	2	0	0	2	4
20	△1	△2	1	△3	1	0	0
21	△1	△1	1	△2	△1	1	4
22	△1	△1	2	△2	1	0	3
23	△0	△1	1	1	1	△1	6
24	△0	△1	2	2	0	2	2
25	△20	△7	1	4	11	8	1

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 厚生年金、地共済は、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注3 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金を受給するようになった場合は、国民年金の新規裁定には計上していない。

(vii) 平均年金月額の減少要因

2-100 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長するなかで、最近では減少傾向を示している。その要因として以下のことが考えられる。

①給付乗率（2階部分）

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくるとともに、給付乗率の大きい年金が年々減少していくこと。なお、給付乗率は、昭和2(1927)年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21(1946)年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて逡減するように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成15(2003)、平成16(2004)、平成18(2006)、平成23(2011)年度、平成24(2012)年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%の引下げであったこと。

③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性では、平成13(2001)年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16(2004)年度に62歳、平成19(2007)年度に63歳、平成22(2010)年度に64歳と引き上げられ、平成25(2013)年度は定額部分がなくなったこと。
- ・ 厚生年金の女性では、平成18(2006)年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21(2009)年度に62歳、平成24(2012)年度に63歳と引き上げられていること。

④特例水準の解消

- ・ 平成25(2013)年9月分までの年金は、平成12(2000)年度から14(2002)年度にかけての物価下落のなかでも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたことなどにより、本来の年金額より2.5%高い水準(特例水準)となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われており、平成25(2013)年10月に1.0%解消したこと(2-75参照)。

⑤被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

- ・ 国共済及び地共済については、平成25(2013)年8月分から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の10%とし年間230万円以下の給付(共済年金全体)は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に27%引き下げたこと。

4 財政指標の現状及び推移

2-101 これまで財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要があるだろう。

2-102 年金数理部会では、従来、財政状況把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費用の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費用率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標⁶⁹を作成してきた。また、平成14(2002)年度から「年金種別費用率」を、平成20(2008)年度から「保険料比率」を作成し、分析を行っている。各財政指標の実績は決算ベースであり⁷⁰、厚生年金の実績は厚生年金基金が代行している部分を含まないが、厚生年金全体の状況を把握するため、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である「実績推計」⁷¹の財政指標も併せて記載している。

(1) 年金扶養比率

(i) 年金扶養比率

2-103 年金扶養比率は、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。一般に、年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。

図表 2-4-1 年金扶養比率 —平成25年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (基礎年金)
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	35,273	1,055	2,832	507	65,823
老齢・退年相当の 受給権者数	15,230	694	1,978	126	30,682
年金扶養比率	2.32	1.52	1.43	4.04	2.15

注1 国民年金（基礎年金）については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が1.77、地共済が1.64である。
なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

⁶⁹ 財政指標の定義については、第2章の章末の「《参考2》財政指標の定義及び意味」の項を参照。

⁷⁰ 国共済、地共済、私学共済については職域部分を含んだ数値であること、国共済と地共済については財政単位が一元化されていることに留意する必要がある。

⁷¹ 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。

2-104 平成 25(2013)年度末の年金扶養比率は、**図表 2-4-1** に示すとおり、私学共済が最も高く、国共済及び地共済が低くなっている。また、国民年金（基礎年金）の年金扶養比率は、分子に第 1～3 号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると 2.15 である。年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

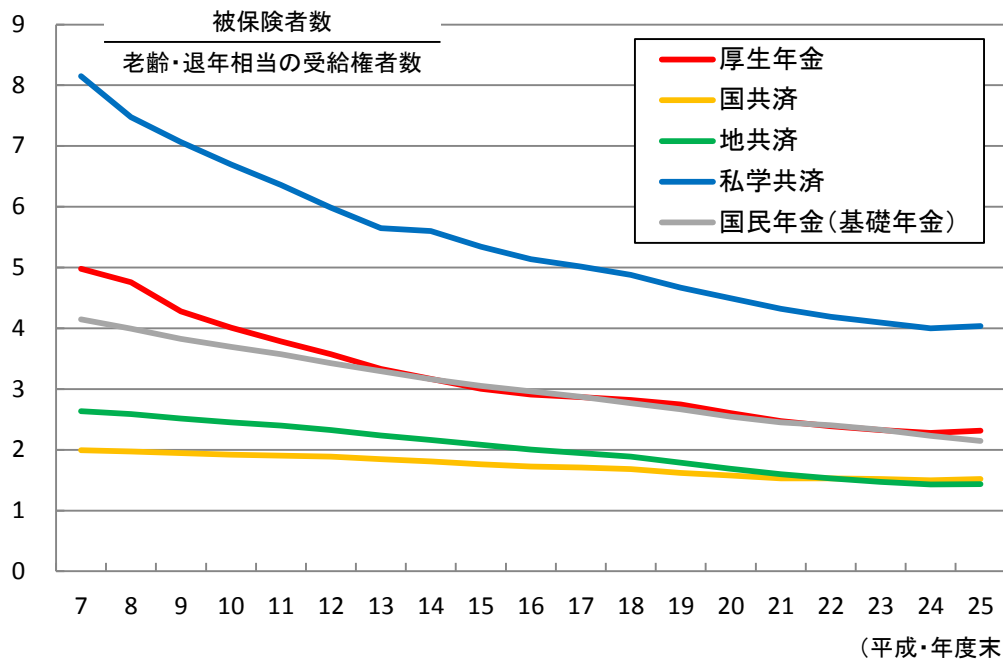
2-105 年金扶養比率の推移をみると、**図表 2-4-2** 及び**図表 2-4-3** に示すとおり、平成 24(2012)年度末までは各制度とも一貫して低下してきたが、平成 25(2013)年度末は、厚生年金及び私学共済が 0.04 ポイント、国共済が 0.02 ポイント上昇し、地共済は平成 24(2012)年度末と同水準となっている。一方、国民年金（基礎年金）は 0.08 ポイント低下した。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (基礎年金)
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20	2.60	1.58	1.69	4.49	2.55
21	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
22	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
23	2.33	1.52	1.47	4.09	2.33
24	2.28	1.50	1.43	4.00	2.23
25	2.32	1.52	1.43	4.04	2.15
対前年度増減差					
17	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
18	△0.05	△0.02	△0.06	△0.14	△0.10
19	△0.08	△0.06	△0.10	△0.21	△0.10
20	△0.14	△0.04	△0.10	△0.18	△0.12
21	△0.13	△0.05	△0.09	△0.17	△0.09
22	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
23	△0.06	△0.01	△0.06	△0.09	△0.07
24	△0.05	△0.02	△0.05	△0.09	△0.10
25	0.04	0.02	0.00	0.04	△0.08

注 国民年金については、分子を第 1～3 号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



注 国民年金（基礎年金）については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として、算出した。

(ii) 年金種別費用率

2-106 平成 25(2013)年度の年金種別費用率は、図表 2-4-4 に示すとおりである。老齢費用率は地共済及び国共済で高く、私学共済で低くなっている。

図表 2-4-4 年金種別費用率 -平成 25 年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	10.9	15.1	16.8	8.2
障害費用率	0.2	0.1	0.2	0.1
遺族費用率	3.1	3.8	3.0	1.4
(参考：総合費用率)	19.1	23.7	23.7	15.6

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

2-107 図表 2-4-5 は、平成 25(2013)年度における年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合である。国共済及び地共済で老齢費用率の占める割合が大きくなっている。

なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率及びその他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-5 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合 -平成 25 年度-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	57.0	63.8	70.6	52.2
障害費用率	0.9	0.6	0.6	0.5
遺族費用率	16.3	16.2	12.8	9.2

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

2-108 各制度の年金種別費用率の推移は、図表 2-4-6 のとおりである。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
23	10.9	0.2	3.0	13.8	0.1	3.1
24	10.9	0.2	3.0	15.1	0.1	3.6
25	10.9	0.2	3.1	15.1	0.1	3.8

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
23	14.4	0.1	2.4	7.8	0.1	1.4
24	15.5	0.1	2.8	8.1	0.1	1.4
25	16.8	0.2	3.0	8.2	0.1	1.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

(2) 総合費用率

(i) 総合費用率

2-109 総合費用率⁷²は、実質的な支出⁷³のうち自前で財源を用意しなければならない部分(「実質的な支出－国庫・公経済負担」)の標準報酬総額に対する比率である。積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

平成 25(2013)年度の総合費用率は、**図表 2-4-7** のとおり、国共済及び地共済が 23.7%と高く、私学共済が 15.6%で最も低くなっている。

図表 2-4-7 総合費用率の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	実績	実績推計			
平成	%	%	%	%	%
17	17.8	18.7	16.7	16.2	11.8
18	17.9	18.6	17.6	16.8	12.0
19	17.9	18.6	18.7	17.6	12.4
20	18.2	19.0	19.9	19.2	12.7
21	19.2	20.2	19.9	19.9	12.6
22	19.7	20.6	20.2	20.2	13.6
23	19.3	20.1	21.2	20.7	13.9
24	19.0	20.1	24.0	22.0	15.7
25	19.1	20.1	23.7	23.7	15.6

対前年度増減差

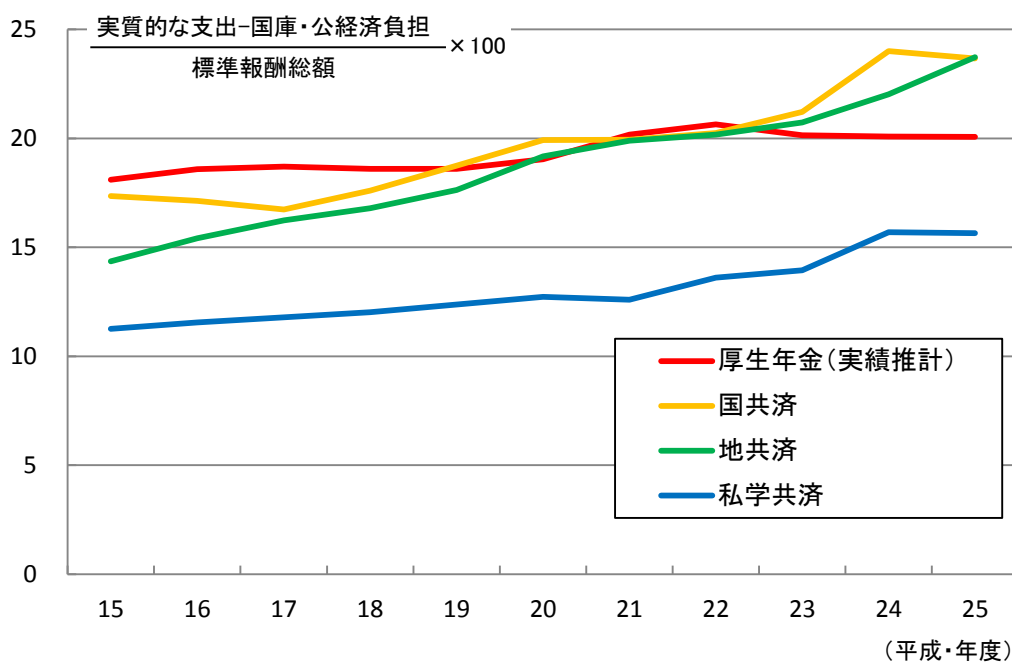
17	0.0	0.1	△0.4	0.8	0.2
18	0.0	△0.1	0.9	0.6	0.2
19	△0.0	0.0	1.2	0.8	0.4
20	0.3	0.4	1.2	1.5	0.4
21	1.0	1.1	0.0	0.7	△0.1
22	0.5	0.5	0.3	0.3	1.0
23	△0.4	△0.5	1.0	0.6	0.3
24	△0.3	△0.1	2.8	1.3	1.7
25	0.1	△0.0	△0.3	1.7	△0.0

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)

⁷² 平成 15(2003)年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成 15(2003)年度前と以後とは接続しない。本報告では、過去との比較のため、第2章の章末の「《参考3》詳細統計表 図表 2-4-10」に標準報酬月額ベースの率も掲載している。

⁷³ 実質的な支出は、年金制度が、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出である(詳しくは、用語解説「実質的な支出」の項を参照)。

図表 2-4-8 総合費用率の推移



2-110 総合費用率の推移をみると、厚生年金(実績)は、平成 20(2008)年度以降上昇傾向にあり、平成 23(2011)年度及び平成 24(2012)年度は低下したものの、平成 25(2013)年度は上昇に転じた。厚生年金基金が代行している部分を含めた「実績推計」⁷⁴については、平成 25(2013)年度は、平成 24(2012)年度と同水準にある。

2-111 国共済及び地共済の総合費用率についてみると、平成 25(2013)年度は、地共済で 1.7 ポイントと大幅な上昇になっている。これは、同制度における標準報酬総額の減少等によるものと考えられる。

国共済及び地共済の総合費用率は、平成 20(2008)年度に、被用者年金一元化法案の提出下で予算編成したことにより追加費用が大幅に減少したことを反映し、大きく上昇した。その後、平成 21(2009)年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げで上昇が抑制され、平成 22(2010)年度も、追加費用の大幅増加⁷⁵により上昇幅が小さかった。一方、平成 24(2012)年度は、国共済が 2.8 ポイント、地共済が 1.3 ポイントの大幅な上昇となった。この主な要因としては、追加費用が本来の水準に戻り大幅に減少したことや、標準報酬総額の減少等が挙げられる。また、国共済については、地共済との財政調整で拠出する側になったこと⁷⁶も要因となっている。

⁷⁴ 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。

⁷⁵ 平成 20(2008)年度に係る精算額の増加が影響している。

⁷⁶ 国共済及び地共済では、両者の財政単位の一元化により、平成 16(2004)年度以降、財政調整が行われており、平成 23(2011)年度までは地共済から国共済へ、平成 24(2012)年度からは国共済から地共済へ財政

2-112 私学共済の総合費用率は、おおむね上昇傾向が続いているが、平成25(2013)年度は、平成24(2012)年度と同水準となっている。なお、平成24(2012)年度は1.7ポイントと特に上昇幅が大きい。これは、年金保険者拠出金⁷⁷の大幅な増加(219億円→683億円)が主な要因である。

2-113 総合費用率と保険料率を比較すると⁷⁸、図表2-4-9に示すとおり、各制度とも総合費用率が保険料率を上回る状況が続いている。これは、当年度の費用を賄うために、当年度の保険料収入だけでなく、運用収入等も充てることが必要な状況となっていることを意味する⁷⁹。

図表2-4-9 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済		
	総合費用率 実績	保険料率 実績推計	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	
平成7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8	
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3	
17	17.8	18.7	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	18.6	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	18.6	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	19.0	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	20.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	20.6	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584
23	19.3	20.1	16.412	21.2	15.862	20.7	15.862	13.9	12.938
24	19.0	20.1	16.766	24.0	16.216	22.0	16.216	15.7	13.292
25	19.1	20.1	17.120	23.7	16.570	23.7	16.570	15.6	13.646

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 総合費用率の厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)

注3 保険料率は、平成7、12年度は標準報酬月額ベース、平成17年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-6に掲げる率である。

調整拠出金が拠出されている。この財政調整拠出金により、受け取り側の制度の実質的な支出の規模が縮小し、総合費用率が低く抑えられている一方、拠出する側の制度の総合費用率は高めになっている。

⁷⁷ 用語解説「年金保険者拠出金」の項を参照。

⁷⁸ 厚生年金の総合費用率(実績)は厚生年金が代行している部分を含んでいないため、保険料率と比較する際には、厚生年金基金が代行している部分を含めた「実績推計」の数値と比較することが適当である。

⁷⁹ 当年度の費用を当年度の保険料収入でどの程度賄っているかは、保険料比率(図表2-4-13)を参照。

(ii) 厚生年金相当部分に係る総合費用率

2-114 共済年金には厚生年金にない職域部分があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合⁸⁰で比較することも必要である。また、厚生年金の決算ベースの実績は厚生年金基金が代行している部分を含んでいないため、給付条件をそろえて比較する際には、厚生年金基金が代行している部分を含める必要がある。そこで、各共済における職域部分を除いた厚生年金相当部分に係る総合費用率と、厚生年金における厚生年金基金が代行している部分を含めた「実績推計」ベースの総合費用率を比較する。

2-115 図表 2-4-10 に示すとおり、国共済、地共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は、厚生年金の総合費用率(実績推計)より低い状況が続いていたが、平成 24(2012)年度に、国共済はやや高い水準に、地共済はほぼ同水準となり、平成 25(2013)年度は、国共済が 21.6%、地共済が 21.5%と、厚生年金の総合費用率(実績推計) 20.1%よりも、やや高い同水準となった。

2-116 一方、平成 25(2013)年度の私学共済の厚生年金相当部分に係る総合費用率は 14.3%で、厚生年金より 5.8 ポイント低い水準となっている。要因としては、私学共済の年金扶養比率が厚生年金に比べて高い(換言すると成熟が進んでいない)ことなどが考えられる。

図表 2-4-10 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績推計
平成	%	%	%	%
17	15.5	14.9	11.0	18.7
18	16.5	15.3	11.2	18.6
19	17.5	16.0	11.5	18.6
20	18.1	17.5	11.8	19.0
21	18.1	17.9	11.4	20.2
22	19.2	19.2	12.3	20.6
23	20.1	19.7	12.6	20.1
24	21.9	20.0	14.3	20.1
25	21.6	21.5	14.3	20.1

注 1 国共済、地共済、私学共済の実績(推計)は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。

注 2 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。(詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。)

⁸⁰ 追加費用の精算額の増減の影響は、一定程度、含まれたままとなっている。

(3) 独自給付費用率及び基礎年金費用率

(i) 独自給付費用率

2-117 独自給付費用率は、「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち基礎年金以外に関する部分の標準報酬総額に対する比率である。平成 25(2013)年度の独自給付費用率は、**図表 2-4-11** のとおり、国共済及び地共済が高く、私学共済が低くなっている。

2-118 独自給付費用率の推移をみると、厚生年金（実績）は平成 20(2008)年度までは横ばいであったが、平成 21(2009)年度に大きく上昇し、以降 14%程度で推移しており、平成 25(2013)年度は 14.2%となっている。また、厚生年金基金が代行している部分を含めた実績推計ベースでは、平成 21(2009)年度以降、概ね 15%前後の水準となっており、平成 25(2013)年度は 15.2%であった。

図表 2-4-11 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	実績	実績推計			
平成	%	%	%	%	%
17	12.9	13.8	12.9	13.0	8.2
18	12.8	13.5	13.7	13.5	8.5
19	12.7	13.4	14.7	14.2	8.6
20	12.8	13.6	15.8	15.5	8.8
21	14.1	15.1	16.4	16.7	9.2
22	14.3	15.2	16.2	16.6	9.8
23	14.0	14.8	17.0	16.9	10.1
24	14.0	15.2	19.7	18.4	12.0
25	14.2	15.2	19.4	20.0	12.0

対前年度増減差

17	△0.0	0.1	△0.3	0.9	0.2
18	△0.1	△0.3	0.9	0.6	0.2
19	△0.1	△0.1	1.0	0.6	0.2
20	0.1	0.2	1.1	1.4	0.2
21	1.3	1.5	0.5	1.2	0.4
22	0.2	0.1	△0.2	△0.1	0.7
23	△0.3	△0.4	0.8	0.3	0.2
24	0.1	0.4	2.8	1.4	1.9
25	0.1	△0.0	△0.3	1.6	△0.0

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

2-119 国共済及び地共済の独自給付費用率は概ね上昇傾向にあるが、追加費用が大幅に減少した平成 20(2008)年度に大きく上昇する一方、平成 22(2010)年度は追加費用の増加の影響等で低下し、平成 24(2012)年度は追加費用の減少や標準報酬総額の減少の影響等で上昇した。平成 25(2013)年度は、国共済で 19.4% (0.3 ポイント低下)、地共済で 20.0% (1.6 ポイント上昇) となっている。地共済の上昇は、2-111 で述べたように、標準報酬総額の減少の影響によるものと考えられる。

2-120 私学共済の独自給付費用率は概ね上昇傾向にあり、毎年度 0.2 ポイント程度の上昇が続いていたが、平成 25(2013)年度は、平成 24(2012)年度と同水準となった。なお、平成 24(2014)年度の大幅上昇 (1.9 ポイント) の主な要因は、2-112 で述べたとおり、総合費用率と同様に、年金保険者拠出金の大幅な増加である。

(ii) 基礎年金費用率

2-121 基礎年金費用率は、「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち基礎年金に関する部分の標準報酬総額に対する比率である。平成 25(2013)年度の基礎年金費用率は、**図表 2-4-12** のとおり、厚生年金が最も高く、次いで国共済、地共済、私学共済の順となっている。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額⁸¹や基礎年金拠出金算定対象者の第2号・第3号の比率⁸²が制度間で異なっているためである。

2-122 基礎年金費用率の推移をみると、平成 25(2013)年度は、被用者年金各制度とも、前年度と概ね同水準であった。平成 21(2009)年度には、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げにより、各制度とも 0.4~0.5 ポイント程度低下した。平成 22(2010)年度には、基礎年金拠出金の概算額算出に用いる国民年金の納付率の変更等により被用者年金の基礎年金拠出金(決算ベース)が増加したことを反映して上昇し、各制度ともほぼ平成 20(2008)年度の水準に戻った。平成 24(2012)年度は、納付率の違いに係る精算分が小さくなり、被用者年金各制度の基礎年金拠出金(決算ベース)が減少したことから、厚生年金、地共済、私学共済で低下した。なお、国共済は、標準報酬総額の減少が基礎年金拠出金の減少の影響を打ち消す方向に作用し、平成 24(2012)年度の基礎年金費用率は横ばいであった。

⁸¹ 図表 2-2-6 及び図表 2-2-7 を参照。

⁸² 図表 2-1-20 を参照。

図表 2-4-12 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8
23	5.3	4.2	3.8	3.9
24	4.9	4.3	3.6	3.7
25	4.9	4.2	3.7	3.6

対前年度増減差

17	0.0	△0.1	△0.0	0.0
18	0.1	△0.0	0.0	△0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△0.4	△0.5	△0.5	△0.5
22	0.4	0.5	0.4	0.3
23	△0.1	0.2	0.2	0.1
24	△0.4	0.0	△0.2	△0.2
25	△0.0	△0.0	0.1	△0.0

(4) 保険料比率及び収支比率

(i) 保険料比率

2-123 保険料比率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分（「実質的な支出－国庫・公経済負担」）について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

2-124 平成 25(2013)年度の保険料比率は、**図表 2-4-13** のとおり、厚生年金（実績及び実績推計⁸³）、私学共済、国民年金（国民年金勘定）が 85%程度、国共済が 69.2%、地共済が 68.3%となっている。すべての制度で、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分が保険料収入より多くなっており、運用収入や積立金の取崩し等により財源を補わなければならない状況となっている。

図表 2-4-13 保険料比率の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成	%	%	%	%	%	%
7	111.9		96.3	123.5	121.4	117.5
12	90.5		89.9	105.0	99.0	109.1
17	75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23	81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24	84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25	85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9

対前年度増減差

17	1.3		2.7	△2.1	0.8	△6.3
18	1.8	2.1	△3.6	△0.8	1.0	△6.7
19	2.0	1.5	△4.4	△2.0	0.3	△1.0
20	0.5	△0.0	△4.0	△4.7	0.1	△4.0
21	△2.1	△2.7	0.6	△1.1	3.8	19.7
22	△0.4	△0.1	0.1	0.5	△4.6	32.1
23	3.9	3.8	△1.7	△0.5	0.2	△19.4
24	3.3	2.0	△7.5	△2.6	△8.1	△25.9
25	1.4	1.9	2.6	△3.8	2.5	5.3

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

⁸³ 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

- 2-125 厚生年金(実績)の保険料比率は、平成 21(2009)年度、平成 22(2010)年度に低下したものの、平成 16(2004)年度からの保険料率の段階的な引上げに伴い、全体的には上昇傾向にある。
- 2-126 国共済の保険料比率は、平成 20(2008)年度まで低下した後、基礎年金国庫・公経済負担割合の引上げによる国庫・公経済負担の増加⁸⁴等により、2年間ほど上昇したが、平成 23(2011)年度、平成 24(2014)年度は再び低下した。特に平成 24(2012)年度は、追加費用の大幅減少⁸⁵や財政調整拠出金による実質的な支出の増加と、標準報酬総額の減少⁸⁶等による保険料収入の減少⁸⁷が重なり、7.5ポイントの大幅な低下となった。平成 25(2013)年度は、再び上昇している。
- 2-127 地共済の保険料比率は、追加費用が増加した平成 22(2010)年度に若干上昇した以外は、年々低下してきている。平成 25(2013)年度は、標準報酬総額の減少等による保険料収入の減少等により、3.8ポイントの低下となった。
- 2-128 私学共済の保険料比率は、平成 22(2010)年度と平成 24(2012)年度に大きく低下しているが、その他の年度では上昇している。平成 25(2013)年度は、保険料率の引上げによる保険料収入の増加が実質的な支出の増加を上回ったことにより、2.5ポイントの上昇となった。なお、平成 24(2012)年度の大幅な低下の要因としては、年金保険者拠出金の大幅な増加による実質的な支出の増加が挙げられる。
- 2-129 国民年金(国民年金勘定)の保険料比率は、74.1%にまで下がっていた平成 20(2008)年度までの状況から一転し、平成 21(2009)、平成 22(2010)年度は大幅に上昇、平成 22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成 22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少⁸⁸も大きく影響している。ただし、平成 22(2010)年度の決算ベースの基礎年金拠出金は、算出に用いる納付率の変更で概算額が実際に近くなる一方、変更前の平成 20(2008)年度に係るマイナスの精算額も計上されたことにより、本来の水準(確定値ベース)より少なかった。このため、平成 22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。平成 24(2012)年度は、精算額が小さく

⁸⁴ 図表 2-1-7 及び図表 2-1-8 を参照。

⁸⁵ 図表 2-1-9 を参照。

⁸⁶ 図表 2-2-9 を参照。

⁸⁷ 図表 2-1-4 を参照。

⁸⁸ 平成 22(2010)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で22.0%減少した(長期時系列表-2の8(1)を参照)。

なり、決算ベースの基礎年金拠出金が大きく増加⁸⁹したことなどから、保険料比率は大幅な低下（△25.9ポイント）となった。平成25(2013)年度は、再び上昇に転じている。

(ii) 収支比率

2-130 収支比率は、「実質的な支出－国庫・公経済負担」の「保険料収入＋運用収入」に対する比率である。平成25(2013)年度の収支比率(時価ベース)は、**図表2-4-14**のとおり、国共済以外の制度で100%を下回っており、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄うことができている状況である。

図表2-4-14 収支比率の推移

時価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成	%	%	%	%	%	%
17	90.7	88.5	79.1	57.9	65.5	87.6
18	107.4	104.1	96.4	83.4	73.2	109.8
19	161.9	148.5	132.6	234.3	178.1	153.5
20	203.6	196.7	196.5	1,176.2	511.4	204.2
21	92.8	98.7	92.8	73.7	58.8	81.3
22	131.3	137.5	120.5	133.8	106.8	80.4
23	111.8	108.2	117.0	104.9	92.6	85.0
24	82.6	85.6	109.6	67.3	65.3	85.5
25	84.4	84.8	109.2	75.8	68.6	82.6

対前年度増減差

17	△22.4	△23.8	△17.7	△25.2	△13.0	△7.9
18	16.6	15.5	17.3	25.5	7.7	22.2
19	54.5	44.4	36.2	150.9	104.9	43.7
20	41.7	48.2	63.9	941.9	333.3	50.7
21	△110.8	△98.0	△103.8	△1,102.5	△452.6	△123.0
22	38.5	38.8	27.7	60.1	48.0	△0.9
23	△19.5	△29.3	△3.4	△28.9	△14.2	4.6
24	△29.1	△22.7	△7.4	△37.6	△27.3	0.5
25	1.7	△0.8	△0.4	8.5	3.3	△2.8

【次頁に続く】

⁸⁹ 平成24(2012)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で24.3%増加した(長期時系列表-2の8(1)を参照)。

図表 2-4-14 収支比率の推移（続き）

簿価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
	%	%	%	%	%	%
平成 7	<69.0>		<75.1>	<57.0>	<55.3>	<72.5>
12	<91.0>		<89.3>	<72.6>	<74.3>	<80.2>
17	<121.3>		<93.0>	<82.7>	<74.0>	<109.0>
18	<115.2>		<95.6>	<80.0>	<76.1>	<114.6>
19	<117.2>		<99.6>	<89.1>	<84.0>	<120.9>
20	<116.3>		<114.5>	<112.5>	<92.8>	<127.0>
21	<128.8>		<115.3>	<114.5>	<91.3>	<106.6>
22	<128.1>		<113.3>	<114.6>	<96.5>	<79.4>
23	<122.5>		<117.8>	<118.0>	<97.3>	<93.8>
24	<115.6>		<129.7>	<123.1>	<97.9>	<121.5>
25	<108.1>		<123.1>	<103.0>	<78.5>	<105.2>

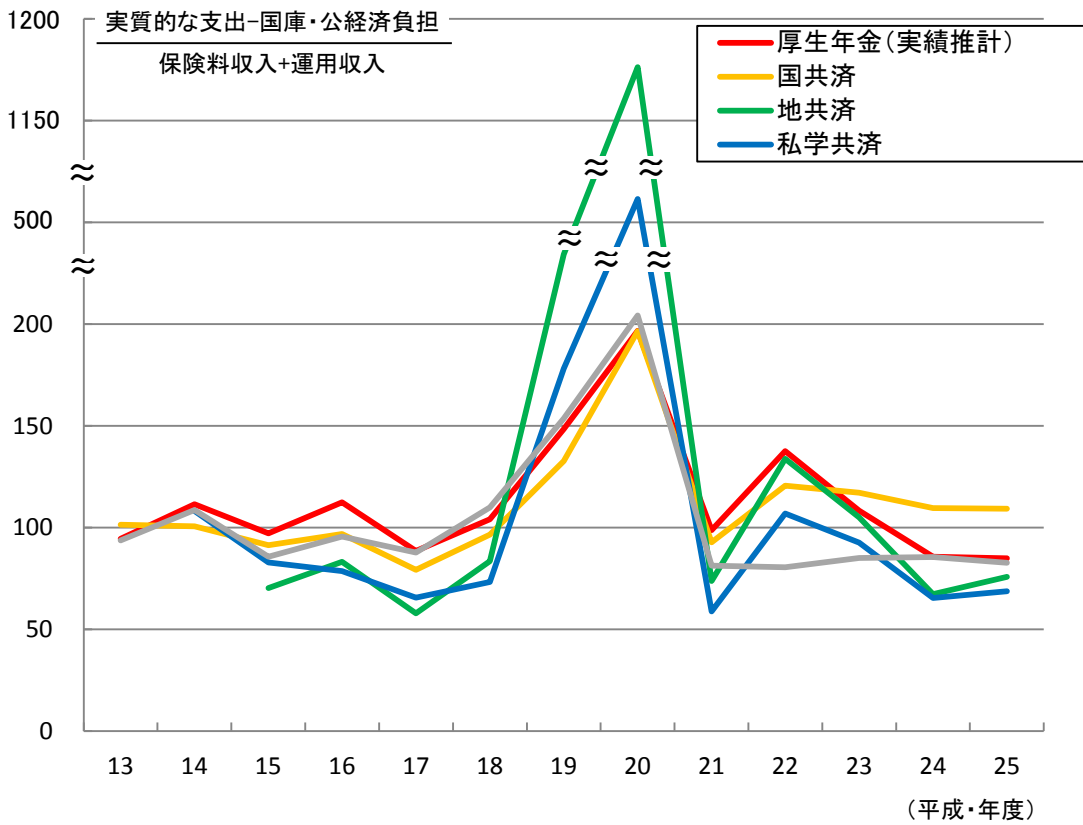
対前年度増減差

17	<△3.0>		<△5.3>	<△10.8>	<△12.8>	<5.9>
18	<△6.1>		<2.7>	<△2.8>	<2.1>	<5.6>
19	<2.0>		<4.0>	<9.2>	<8.0>	<6.3>
20	<△0.9>		<14.9>	<23.4>	<8.8>	<6.1>
21	<12.5>		<0.8>	<2.0>	<△1.5>	<△20.4>
22	<△0.7>		<△2.0>	<0.1>	<5.2>	<△27.2>
23	<△5.5>		<4.6>	<3.4>	<0.7>	<14.4>
24	<△7.0>		<11.9>	<5.1>	<0.6>	<27.7>
25	<△7.5>		<△6.6>	<△20.1>	<△19.4>	<△16.4>

注1 <>内の数値は、簿価ベースである。

注2 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

図表 2-4-15 収支比率の推移



(5) 積立比率

2-131 積立比率は、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。前年度末の積立金⁹⁰が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す。

このように、各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものになっている。例えば平成 25(2013)年度の積立比率には、平成 25(2013)年度中の運用実績は反映されないことに注意する必要がある。

2-132 平成 25(2013)年度の積立比率(時価ベース)は、**図表 2-4-16** 及び**図表 2-4-17** のとおり、地共済及び私学共済が高く、厚生年金及び国民年金(国民年金勘定)が低い。平成 24(2012)年度に比べ、私学共済及び国民年金(国民年金勘定)で上昇し、他の制度は概ね横ばいとなっている。

2-133 国民年金(国民年金勘定)の積立比率(時価ベース)は、平成 21(2009)、平成 22(2010)年度に上昇している。これは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げや、平成 22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少で、積立比率の分母である「実質的な支出－国庫・公経済負担」が小さくなったことが要因である。ただし、**2-129** で述べた保険料比率と同様の理由から、国民年金(国民年金勘定)の平成 22(2010)年度、23(2011)年度の積立比率は本来より高い水準となっている。

⁹⁰ これを当年度初の積立金とみなすと、当年度初の積立金が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標と捉えられる。

図表 2-4-16 積立比率の推移

時価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成						
17	5.2	6.2	7.5	10.7	10.6	4.3
18	5.2	6.2	7.4	11.2	10.8	4.0
19	5.0	6.0	7.0	11.1	10.6	3.9
20	4.6	5.5	6.4	10.0	9.8	3.6
21	4.1	4.9	6.0	9.2	9.1	4.0
22	4.1	4.8	6.1	9.7	9.0	5.7
23	3.9	4.7	5.7	9.3	8.6	5.2
24	3.9	4.6	5.1	8.8	7.7	3.9
25	4.0	4.7	5.1	8.9	8.1	4.3

対前年度増減差

17	0.0	△0.2	0.2	△0.2	△0.0	△0.3
18	△0.0	0.0	△0.1	0.5	0.2	△0.3
19	△0.1	△0.2	△0.4	△0.1	△0.2	△0.1
20	△0.5	△0.5	△0.6	△1.1	△0.8	△0.4
21	△0.5	△0.7	△0.4	△0.8	△0.7	0.4
22	0.0	△0.0	0.1	0.5	△0.1	1.7
23	△0.2	△0.2	△0.4	△0.4	△0.4	△0.4
24	△0.0	△0.1	△0.6	△0.5	△1.0	△1.3
25	0.1	0.1	0.0	0.1	0.5	0.4

【次頁に続く】

図表 2-4-16 積立比率の推移（続き）

簿価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成						
7	<6.3>		<7.4>	<12.2>	<12.9>	<4.1>
12	<6.1>		<7.3>	<12.4>	<11.9>	<5.2>
17	<5.2>		<7.4>	<10.5>	<10.3>	<4.3>
18	<4.9>		<7.1>	<10.6>	<10.3>	<3.8>
19	<4.7>		<6.7>	<10.5>	<10.1>	<3.7>
20	<4.5>		<6.3>	<10.1>	<9.9>	<3.5>
21	<4.3>		<6.3>	<10.0>	<9.9>	<4.3>
22	<4.1>		<6.2>	<10.0>	<9.0>	<5.6>
23	<3.9>		<5.8>	<9.7>	<8.7>	<5.2>
24	<3.8>		<5.1>	<9.1>	<7.7>	<3.9>
25	<3.6>		<5.0>	<8.5>	<7.7>	<3.9>

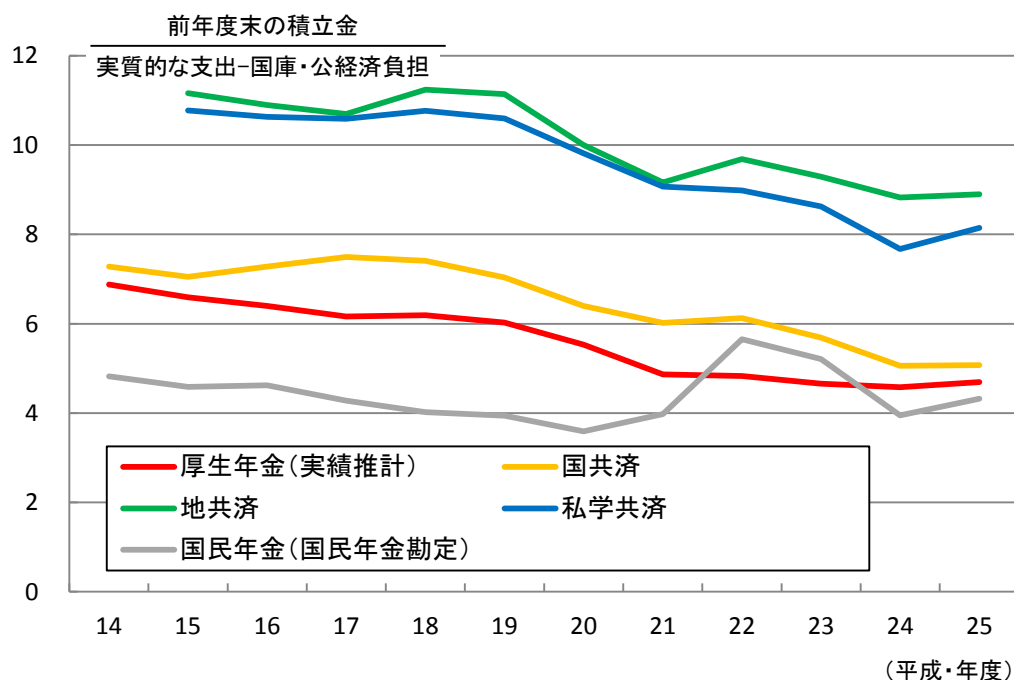
対前年度増減差

17	<△0.1>		<0.2>	<△0.3>	<△0.2>	<△0.4>
18	<△0.3>		<△0.3>	<0.0>	<0.0>	<△0.5>
19	<△0.2>		<△0.3>	<△0.0>	<△0.2>	<△0.1>
20	<△0.2>		<△0.4>	<△0.5>	<△0.2>	<△0.2>
21	<△0.1>		<△0.1>	<△0.1>	<△0.0>	<0.7>
22	<△0.3>		<△0.1>	<0.0>	<△0.9>	<1.4>
23	<△0.1>		<△0.4>	<△0.3>	<△0.3>	<△0.4>
24	<△0.1>		<△0.7>	<△0.6>	<△1.0>	<△1.3>
25	<△0.2>		<△0.1>	<△0.6>	<△0.0>	<0.0>

注1 <>内の数値は、簿価ベースである。

注2 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分等を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分等を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

図表 2-4 -17 積立比率の推移（時価ベース）



(6) 被用者年金制度計の財政指標

2-134 図表 2-4-18 は、被用者年金制度計の財政指標を示したものである。被用者年金制度が一元化されることを踏まえ、平成 24(2012)年度より、年金数理部会において推計している。

2-135 なお、被用者年金制度計の年金扶養比率は、各制度の老齢・退年相当の受給権者数の単純合計を用いて推計している。また、総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、収支比率及び積立比率は決算ベースの数値を推計したものであり、厚生年金では厚生年金基金が代行している部分を含まず、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含んでいる。

2-136 平成 25(2013)年度末の年金扶養比率は 2.20 となっており、平成 24(2012)年度まで続いた低下傾向から一転、上昇した。これは、平成 25(2013)年度末は、被用者年金計で被保険者数が増加する一方、厚生年金の男性並びに共済年金各制度の男性及び女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳となったこと等により老齢・退年相当の受給権者数が減少したためであると考えられる。

2-137 平成 25(2013)年度の総合費用率は 19.6%、独自給付費用率は 14.9%、保険料比率は 81.9%、収支比率(時価ベース)は 84.6%、積立比率(時価ベース)は 4.7 となっている。

図表 2-4-18 被用者年金制度計の財政指標

年度 (末)	年金扶養 比率	総合費用率	独自給付 費用率	保険料比率	収支比率	積立比率
平成		%	%	%	%	%
20	2.47	18.3	13.2	79.3	226.5 <115.4>	5.3 <5.3>
21	2.35	19.2	14.4	77.4	89.6 <125.8>	4.8 <5.1>
22	2.27	19.7	14.5	77.1	130.8 <125.4>	4.9 <4.9>
23	2.21	19.4	14.3	80.2	110.9 <121.5>	4.7 <4.7>
24	2.17	19.4	14.7	82.2	81.0 <116.7>	4.6 <4.5>
25	2.20	19.6	14.9	81.9	84.6 <108.8>	4.7 <4.3>
対前年度増減差						
21	△0.12	0.9	1.3	△1.8	△136.9 <10.4>	△0.6 <△0.1>
22	△0.08	0.5	0.1	△0.3	41.2 <△0.5>	0.1 <△0.3>
23	△0.06	△0.3	△0.2	3.1	△19.9 <△3.9>	△0.2 <△0.1>
24	△0.05	△0.0	0.3	2.0	△29.8 <△4.7>	△0.1 <△0.2>
25	0.03	0.2	0.2	△0.2	3.5 <△7.9>	0.1 <△0.2>

注1 被用者年金制度計の財政指標は、年金数理部会が推計したものである。

注2 年金扶養比率は、各年度末における推計値である。

注3 年金扶養比率は、各制度の老齢・退年相当の受給権者数の単純合計を用いて推計した。

注4 総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、収支比率及び積立比率は決算ベースの数値であり、厚生年金では厚生年金基金が代行する部分を含まず、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含んでい

注5 収支比率及び積立比率の<>内の数値は、簿価ベースである。

2-138 図表 2-4-19 は、被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る財政指標を示したものである。図表 2-4-18 と同様、平成 24(2012)年度より年金数理部会において推計している。

2-139 図表 2-4-19 が決算ベースの数値であるのに対し、図表 2-4-18 は、厚生年金相当部分に係る率を推計したものであり、厚生年金における厚生年金基金が代行している部分を含めた実績推計⁹¹と、国共済、地共済、私学共済における職域部分を除いた厚生年金相当部分の実績(推計)を対象に推計している。なお、保険料比率、収支比率及

⁹¹ 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。

び積立比率については、共済年金の保険料収入、運用収入及び積立金を、厚生年金相当部分と職域部分に分けることができないため、指標を作成していない。

2-140 平成 25(2013)年度における被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る総合費用率は 20.2%となっており、平成 24(2012)年度とほぼ同水準であった。また、被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る独自給付費用率は 15.4%であり、平成 24(2012)年度と同水準であった。

図表 2-4-19 被用者年金制度計の厚生年金相当部分に係る財政指標

年度	厚生年金相当部分に係る総合費用率	厚生年金相当部分に係る独自給付費用率
平成	%	%
20	18.7	13.6
21	19.7	14.9
22	20.3	15.2
23	20.0	14.9
24	20.1	15.4
25	20.2	15.4
対前年度増減差		
21	1.0	1.4
22	0.6	0.2
23	△0.3	△0.3
24	0.1	0.5
25	0.1	0.1

注1 被用者年金制度計の財政指標は、年金数理部会が推計したものである。

注2 厚生年金相当部分に係る率を推計したものであり、厚生年金では厚生年金基金が代行している部分を含み、国共済、地共済、私学共済では職域部分を含まない。

《参考1》

保険料収入の増減要因の分析方法について

図表 2-1-5 に示した平成 25(2013)年度における保険料収入の増減要因の分析は、以下の方法で行った。

○ 分析方法

- ① 保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率} \times \alpha$$

《式中の各項目の内容》

- ・ 被保険者数は、年度間平均値。
- ・ 1人当たり標準報酬額は、標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値。
- ・ 保険料率は、対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値。
- ・ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出する。

$$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times \text{1人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

- ② ①の保険料収入の分解式において、

$$\text{被保険者数} \rightarrow \text{1人当たり標準報酬額} \rightarrow \text{保険料率} \rightarrow \alpha$$

の順に、順次「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、各々の差をとることで、各項目の寄与額を算出する。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解する。

なお、 α の変化による寄与分を「その他」の要因による寄与分として表記する。

《参考2》

財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当⁹²の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくるからである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあっては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出⁹³—国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出—国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である⁹⁴。「実質的な支出—国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出—国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものとと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

⁹² 用語解説「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

⁹³ 実質的な支出は、年金制度が、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出である（詳しくは、用語解説「実質的な支出」の項を参照）。

⁹⁴ 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照。

さらに総合費用率は、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と実際の保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料収入で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料収入をすべて充てても不足する分があることになり、この不足分には運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15(2003)年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本報告では、特に断らない限り、平成14(2002)年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15(2003)年度以降は「総報酬ベース」とした(独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様)。また、図表2-4-9、参考3詳細統計表及び長期時系列表では、この前後を二重線で区分している。なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出(以下、独自給付に関する支出という)と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)}^{95} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)}$$

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率と呼んでいる。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

⁹⁵ 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

○保険料比率

保険料比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分のどの程度を保険料収入だけで賄えるかを示した指標であり、保険料収入の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する百分比である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}} \times 100$$

保険料比率が100%以上なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用収入等、他の収入も用いなければならない状況にある。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入＋運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の財源調達が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、年度末の積立金が、翌年度の支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、ここでは、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比としている。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出＋追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)＋国庫・公経済負担＋追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本報告では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当

てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べたとき、どの程度の大きさの積立金を持っているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分母には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当⁹⁶や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

※「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち各種拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出—国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

$$\text{総合費用率} = \text{老齢費用率} + \text{障害費用率} + \text{遺族費用率} + \text{その他（拠出金）の費用率}$$

⁹⁶ 用語解説「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

《参考3》

詳細統計表

第2章本文中に掲載した図表（途中年度を省略した図表）の詳細統計表は、以下のとおりである。

【1 財政収支の現状及び推移】

図表 2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24	241,549			10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25	250,472			10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 平成14、15年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

図表 2-1-7 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
24	80,583			2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276
25	83,058			2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成14～16年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

図表 2-1-9 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計
	億円	億円	億円
平成 7	6,060	15,559	21,619
8	5,758	16,009	21,766
9	5,894	16,059	21,953
10	6,062	15,745	21,808
11	5,807	15,271	21,078
12	5,612	14,756	20,368
13	5,400	14,572	19,972
14	5,326	14,139	19,465
15	5,187	13,352	18,539
16	4,918	12,465	17,383
17	4,702	11,896	16,599
18	4,569	11,344	15,914
19	4,294	10,794	15,088
20	3,538	9,445	12,982
21	3,357	9,658	13,015
22	4,265	11,611	15,875
23	4,077	11,065	15,143
24	3,360	8,778	12,138
25	2,982	7,391	10,373

図表 2-1-10 運用収入の推移

時価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
13	26,541	1,341				1,246	209	
14	2,731	1,757		△90		△371	175	
15	64,232	3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879
16	36,934	2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264
17	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18	42,790	2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19	△48,705	△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20	△87,252	△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21	86,258	4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23	24,201	1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24	104,707	3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25	95,329	3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594

簿価ベース

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	<55,268>	<1,067>	<875>	<3,463>	<11,543>	<1,056>	<73,273>	<3,184>	<767>	<77,223>
8	<56,061>	<1,693>	<781>	<3,505>	<10,910>	<985>	<73,935>	<3,296>	<700>	<77,931>
9	<55,637>	<774>	<774>	<3,289>	<11,009>	<996>	<71,706>	<3,405>	<616>	<75,726>
10	<52,164>	<715>	<715>	<2,728>	<10,535>	<989>	<67,131>	<3,368>	<385>	<70,884>
11	<47,286>	<676>	<676>	<2,666>	<12,109>	<1,013>	<63,750>	<3,236>	<386>	<67,372>
12	<43,067>	<698>	<698>	<2,499>	<9,328>	<875>	<56,466>	<2,828>	<304>	<59,598>
13	<38,607>	<507>	<507>	<2,104>	<7,872>	<783>	<49,873>	<2,263>	<209>	<52,345>
14	<31,071>			<2,169>	<6,870>	<667>	<40,777>	<1,897>	<175>	<42,848>
15	<22,884>			<2,358>	<7,000>	<670>	<32,912>	<1,523>	<79>	<34,513>
16	<16,125>			<2,109>	<7,534>	<738>	<26,506>	<1,044>	<83>	<27,632>
17	<18,298>			<2,423>	<13,604>	<1,359>	<35,684>	<1,357>	<83>	<37,124>
18	<25,708>			<2,607>	<15,645>	<1,250>	<45,209>	<1,965>	<115>	<47,289>
19	<16,582>			<2,789>	<11,966>	<873>	<32,211>	<1,113>	<169>	<33,492>
20	<17,682>			<1,712>	<5,242>	<513>	<25,149>	<1,093>	<172>	<26,414>
21	<50>			<1,508>	<5,014>	<440>	<7,013>	<3>	<126>	<7,142>
22	<2,518>			<1,695>	<4,717>	<428>	<9,358>	<3>	<93>	<9,455>
23	<1,403>			<1,534>	<3,969>	<405>	<7,310>	<15>	<108>	<7,434>
24	<5,965>			<1,635>	<3,776>	<792>	<12,168>	<343>	<106>	<12,617>
25	<19,396>			<1,844>	<12,445>	<1,816>	<35,502>	<1,733>	<97>	<37,332>

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（17年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。

注4 <>内は、簿価ベースである。

注5 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の簿価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注6 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた取益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10年度が2,542億円、11年度が3,147億円、12年度が1,678億円である。

図表 2-1-11 運用利回りの推移

時価ベース

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
13	1.99	1.56	…	…	1.29
14	0.21	2.05	…	△0.28	△0.39
15	4.91	3.84	4.83	2.61	4.78
16	2.73	2.65	3.23	3.35	2.77
17	6.82	5.36	8.44	5.78	6.88
18	3.10	2.79	3.36	4.07	3.07
19	△3.54	△0.53	△3.42	△2.81	△3.38
20	△6.83	△3.89	△6.79	△7.62	△7.29
21	7.54	5.52	6.73	8.27	7.48
22	△0.26	1.21	△0.04	0.16	△0.25
23	2.17	2.06	2.24	1.82	2.15
24	9.57	5.10	8.90	9.17	9.52
25	8.22	4.61	7.28	7.27	8.31

簿価ベース

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	%	旧農林年金 %				
平成	%	%	%	%	%	%
7	<5.24>	<4.92>	<4.97>	<4.23>	<4.60>	<4.90>
8	<4.99>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9	<4.66>	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
10	<4.15>	<3.69>	<3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>
11	<3.62>	<3.45>	<3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>
12	<3.22>	<3.55>	<3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
13	…	<2.54>	<2.42>	<2.05>	<2.60>	…
14	…	…	<2.45>	<1.77>	<2.20>	…
15	…	…	<2.68>	<1.81>	<2.00>	…
16	…	…	<2.35>	<1.98>	<1.79>	…
17	…	…	<2.43>	<3.59>	<4.16>	…
18	…	…	<3.02>	<4.02>	<3.76>	…
19	…	…	<3.18>	<3.02>	<3.14>	…
20	…	…	<1.20>	<0.85>	<△0.23>	…
21	…	…	<1.50>	<1.05>	<△0.55>	…
22	…	…	<1.76>	<1.06>	<0.86>	…
23	…	…	<1.63>	<0.83>	<1.05>	…
24	…	…	<1.96>	<0.79>	<2.27>	…
25	…	…	<2.41>	<3.42>	<5.36>	…

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 <>内は、簿価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入（参考値）を基にした修正総合利回りを計上している。なお、国共済の時価ベースの運用利回りは、平成10年度が 3.17%、11年度が 3.80%、12年度が 2.03%である。

図表 2-1-12 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13	196,228	3,916		16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14	203,466			16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15	208,140			16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16	216,301			16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23	237,342			16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24	238,627			16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25	237,814			16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 平成14年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分(統合前に係る分)を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。

図表 2-1-13 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定				基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
8	10,320	170	△221	△416	5,906	357	6,148	△1,038	21,225
9	17,273		△274	△129	6,225	336	2,747	△1,559	24,850
10	△1,363		△491	△300	4,468	217	1,503	△1,354	2,678
11	△7,804		△559	△778	2,878	107	1,717	△1,181	△5,619
12	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
13	△33,540	△874		△1,498	△112	△106	△1,079	1,191	△36,018
14	△28,064			△1,841	△1,478	△99	△2,382	2,036	△32,322
15	△26,264			△2,093	△3,111	△192	△2,023	1,535	△32,212
16	△13,766			△1,902	△5,141	△267	△2,750	121	△23,719
17	△71,123			△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18	△48,853			△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19	△47,057			△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20	△48,148			△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21	△45,333			△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22	△63,044			△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23	△50,867			△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594
24	△41,030			△5,312	△11,593	△699	△5,043	△3,327	△67,003
25	△38,145			△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

第2章◆財政状況

図表 2-1-14 積立金の推移

時価ベース

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成13	1,345,967	87,070				97,348	7,246	
14	1,320,717	86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15	1,359,151	88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16	1,382,468	88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,171
17	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18	1,397,509	92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19	1,301,810	88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20	1,166,496	82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21	1,207,568	83,230	376,161	33,963	1,700,921	75,079	7,246	1,783,247
22	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23	1,114,990	78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24	1,178,823	77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25	1,236,139	76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310

簿価ベース

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金勘定	基礎年金勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,118,111>	<23,475>	<18,677>	<72,693>	<288,406>	<24,268>	<1,545,630>	<69,516>	<7,246>	<1,622,392>
8	<1,184,579>	<25,007>	<19,236>	<75,782>	<305,220>	<25,611>	<1,635,435>	<78,493>	<7,246>	<1,721,175>
9	<1,257,560>	<19,737>	<19,737>	<78,942>	<322,455>	<26,943>	<1,705,637>	<84,683>	<7,246>	<1,797,566>
10	<1,308,446>	<19,961>	<19,961>	<81,337>	<337,358>	<28,150>	<1,775,251>	<89,619>	<7,246>	<1,872,117>
11	<1,347,988>	<20,079>	<20,079>	<83,189>	<352,346>	<29,270>	<1,832,872>	<94,617>	<7,246>	<1,934,735>
12	<1,368,804>	<20,113>	<20,113>	<85,951>	<361,507>	<30,123>	<1,866,498>	<98,208>	<7,246>	<1,971,952>
13	<1,373,934>	<19,746>	<19,746>	<86,500>	<369,267>	<30,800>	<1,880,246>	<99,490>	<7,246>	<1,986,982>
14	<1,377,023>			<86,747>	<374,658>	<31,368>	<1,869,796>	<99,108>	<7,246>	<1,976,150>
15	<1,374,110>			<86,938>	<378,297>	<31,802>	<1,871,147>	<98,612>	<7,246>	<1,977,004>
16	<1,376,619>			<87,034>	<380,619>	<32,102>	<1,876,374>	<96,991>	<7,246>	<1,980,611>
17	<1,324,020>			<87,580>	<388,082>	<33,180>	<1,832,862>	<91,514>	<7,246>	<1,931,622>
18	<1,300,980>			<88,137>	<397,071>	<33,834>	<1,820,022>	<87,660>	<7,246>	<1,914,928>
19	<1,270,568>			<88,142>	<401,527>	<34,677>	<1,794,914>	<82,692>	<7,246>	<1,884,852>
20	<1,240,188>			<85,711>	<395,200>	<34,366>	<1,755,465>	<76,920>	<7,246>	<1,839,631>
21	<1,195,052>			<83,658>	<389,255>	<34,073>	<1,702,038>	<74,822>	<7,246>	<1,784,106>
22	<1,134,604>			<81,822>	<383,658>	<34,083>	<1,634,167>	<77,333>	<7,246>	<1,718,746>
23	<1,085,263>			<79,451>	<376,816>	<34,156>	<1,575,686>	<77,318>	<7,246>	<1,660,250>
24	<1,050,354>			<75,627>	<368,159>	<34,224>	<1,528,364>	<72,789>	<23,223>	<1,624,376>
25	<1,031,737>			<72,676>	<366,803>	<35,463>	<1,506,680>	<70,945>	<29,793>	<1,607,418>

注1 厚生年金、被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 <>内は、簿価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済の時価ベースの積立金は、平成10年度末が 82,883億円、11年度末が 85,252億円、12年度末が 87,227億円である。

注6 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注7 旧農林年金から厚生年金へ、平成14年度に1.58兆円、15年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金には、平成15年度に3.50兆円、16年度に5.39兆円、17年度に3.46兆円、18年度に0.68兆円、19年度に0.56兆円、20年度に0.35兆円、21年度に0.19兆円、22年度に0.01兆円、23年度に0.09兆円、24年度に0.13兆円、25年度に0.14兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。

図表 2-1-17 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14	22,638			1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15	21,428			1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16	20,145			1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23	11,971			1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24	10,551			950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25	9,472			875	1,943	78	12,368	8,378	20,746

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値(410億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(87億円)を含む。

図表 2-1-18 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23	145,302			5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24	149,213			5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25	154,907			5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成9年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額(226億円)を含む。同様に、平成14年度の額は旧農林年金分(242億円)を含む。

図表 2-1-19 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、
金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額	特別国庫 負担額	保険料・拠 出金算定対 象額	基礎年金 拠出金 単価	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金
						旧三共済	旧農林年金					
①	②	①-②	(①-②)/③/12	③								
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994
15	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141
23	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708
24	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865
25	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金の内数である。

注3 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

【2 被保険者の現状及び推移】

図表 2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金					
	千人	千人							千人	千人	千人	千人	第1号	第3号
		旧三共済	旧農林年金										千人	千人
平成7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201				
8	32,999	463	501	1,124	3,336	401	38,824	70,195	19,356	12,015				
9	33,468		490	1,122	3,326	401	38,807	70,344	19,589	11,949				
10	32,957		482	1,111	3,306	403	38,258	70,502	20,426	11,818				
11	32,481		475	1,106	3,288	404	37,755	70,616	21,175	11,686				
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531				
13	31,576		459	1,110	3,207	408	36,760	70,168	22,074	11,334				
14	32,144			1,102	3,181	429	36,856	70,460	22,368	11,236				
15	32,121			1,091	3,151	434	36,798	70,292	22,400	11,094				
16	32,491			1,086	3,111	442	37,130	70,293	22,170	10,993				
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922				
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789				
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628				
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436				
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209				
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046				
23	34,515			1,059	2,858	492	38,924	67,747	19,044	9,778				
24	34,717			1,057	2,842	499	39,116	67,356	18,637	9,602				
25	35,273			1,055	2,832	507	39,667	67,175	18,054	9,454				

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

図表 2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

《総報酬ベース》

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
15	375,064	542,694	602,387	498,031
16	374,812	543,117	603,578	493,099
17	374,238	545,501	602,790	490,336
18	373,849	545,429	599,560	486,689
19	372,460	546,141	594,926	484,458
20	370,810	548,284	587,220	482,658
21	359,146	539,116	568,361	479,000
22	358,838	532,662	556,707	475,929
23	359,455	527,366	553,772	472,464
24	359,475	513,132	548,842	470,231
25	360,540	511,232	535,004	467,764

《標準報酬月額ベース》

〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成	円	円	円	円	円
7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
8	<311,344>	<282,375>	<385,459>	<432,775>	<348,348>
9	<316,881>	<286,727>	<390,090>	<441,521>	<353,682>
10	<316,186>	<289,986>	<396,612>	<448,151>	<357,706>
11	<315,353>	<292,577>	<401,956>	<453,615>	<360,832>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
13	<318,679>	<296,925>	<412,231>	<461,583>	<367,677>
14	<314,489>		<406,373>	<456,830>	<369,995>
15	<313,893>		<402,646>	<453,265>	<370,972>
16	<313,679>		<406,543>	<454,605>	<369,692>
17	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>
23	<304,589>		<410,861>	<428,670>	<366,072>
24	<306,131>		<396,555>	<426,746>	<365,461>
25	<306,282>		<398,127>	<410,436>	<364,137>

注1 《総報酬ベース》の数値は、標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者一人当たり月額)である。

《標準報酬月額ベース》の数値は、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

図表 2-2-9 標準報酬総額の推移

《総報酬ベース》

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	1,784,125
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	1,791,464
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1,806,849
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	1,832,350
19	1,548,385	69,827	213,998	27,109	1,859,319
20	1,560,260	69,815	207,916	27,462	1,865,454
21	1,492,011	68,463	198,596	27,600	1,786,670
22	1,492,051	67,137	192,503	27,788	1,779,480
23	1,499,487	67,065	190,187	28,041	1,784,781
24	1,508,544	64,964	187,618	28,272	1,789,398
25	1,529,641	64,500	182,105	28,572	1,804,817

《標準報酬月額ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	億円	旧三共済 億円	旧農林年金 億円				
平成 7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
8	<1,235,867>	<23,431>	<16,986>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1,515,977>
9	<1,281,286>		<16,898>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<1,541,603>
10	<1,272,631>		<16,787>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<1,535,358>
11	<1,247,826>		<16,714>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<1,512,606>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
13	<1,231,930>		<16,410>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<1,497,374>
14	<1,233,692>			<54,065>	<175,486>	<19,005>	<1,482,247>
15	<1,219,199>			<52,860>	<171,616>	<19,275>	<1,462,950>
16	<1,226,226>			<52,582>	<169,031>	<19,572>	<1,467,412>
17	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>
23	<1,269,651>			<51,920>	<146,776>	<21,600>	<1,489,947>
24	<1,279,299>			<50,615>	<144,936>	<21,839>	<1,496,689>
25	<1,295,735>			<50,084>	<139,944>	<22,109>	<1,507,872>

注 1 年度間累計の額である。

注 2 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注 3 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

【3 受給権者の現状及び推移】

図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7	14,448	633	266	778	1,747	173	15,152
8	15,239	632	278	794	1,793	185	16,010
9	16,813		290	810	1,848	193	16,987
10	17,679		303	823	1,898	203	17,871
11	18,571		315	835	1,942	213	18,795
12	19,529		331	862	1,984	224	19,737
13	20,559		348	883	2,049	235	20,669
14	21,980			906	2,109	246	21,653
15	23,148			933	2,174	258	22,544
16	24,233			962	2,240	271	23,431
17	25,110			984	2,289	281	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309	26,387
20	29,072			1,094	2,543	329	27,433
21	30,581			1,139	2,645	348	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370	28,857
23	33,034			1,210	2,830	389	29,649
24	34,053			1,243	2,915	409	30,853
25	34,555			1,245	2,919	421	31,964

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7	13,621	-	258	-	1,680	158	14,751
8	14,324	-	270	-	1,729	168	15,611
9	15,778		283	-	1,783	177	16,585
10	16,503		294	-	1,833	186	17,469
11	17,233		305	811	1,875	196	18,362
12	18,074		320	837	1,913	207	19,304
13	19,005		336	857	1,970	217	20,238
14	20,315			879	2,029	222	21,222
15	21,369			906	2,088	234	22,111
16	22,334			933	2,152	247	22,997
17	23,156			956	2,206	259	23,954
18	24,043			980	2,253	273	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305	26,949
21	28,141			1,105	2,520	323	27,787
22	29,433			1,144	2,613	345	28,343
23	30,479			1,174	2,700	363	29,122
24	31,535			1,206	2,783	384	30,305
25	32,164			1,215	2,826	401	31,397

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

図表 2-3-5 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
8	189,722	16,935	40,437	2,043	249,137	86,324	335,461
9	197,655	17,013	41,059	2,117	257,845	93,767	351,612
10	207,943	17,290	42,287	2,232	269,753	102,532	372,285
11	216,023	17,331	42,901	2,327	278,583	110,700	389,282
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
13	228,204	17,534	43,789	2,497	292,025	125,830	417,854
14	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16	249,103	17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24	279,061	17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含む。

注2 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

図表 2-3-11 平均年金月額推移 - 老齢・退年相当 -

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544

注1 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

【次頁へ続く】

図表 2-3-11 平均年金月額推移 - 老齢・退年相当 - (続き)

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827
23	110,041	155,871	165,966	151,035
24	107,123	153,144	162,917	149,183
25	102,087	143,745	151,896	144,339

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

図表 2-3-12 平均加入期間の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
16	377	419	414	376	314
17	380	420	415	378	322
18	382	421	416	381	329
19	385	422	418	382	336
20	388	423	419	384	342
21	391	424	420	385	348
22	394	425	421	387	353
23	396	425	422	389	358
24	399	426	423	390	363
25	401	427	424	392	369

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

【4 財政指標の現状及び推移】

以下の統計表については、付属資料の「長期時系列表－3」を参照のこと。

- ・ 図表 2-4-2 年金扶養比率の推移
- ・ 図表 2-4-7 総合費用率の推移
- ・ 図表 2-4-11 独自給付費用率の推移
- ・ 図表 2-4-14 収支比率の推移
- ・ 図表 2-4-15 積立比率の推移

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	10.3	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
17	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
18	10.1	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
19	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
20	10.0	0.1	2.7	12.7	0.1	3.0
21	11.0	0.2	3.0	13.0	0.1	3.2
22	11.1	0.2	3.0	13.1	0.1	2.9
23	10.9	0.2	3.0	13.8	0.1	3.1
24	10.9	0.2	3.0	15.1	0.1	3.6
25	10.9	0.2	3.1	15.1	0.1	3.8
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
16	<12.3>	<0.2>	<3.0>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
17	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
18	<12.1>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
19	<11.9>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
20	<11.9>	<0.2>	<3.2>	<16.9>	<0.2>	<4.0>
21	<12.9>	<0.2>	<3.5>	<17.2>	<0.2>	<4.2>
22	<13.1>	<0.2>	<3.6>	<17.1>	<0.2>	<3.8>
23	<12.8>	<0.2>	<3.5>	<17.8>	<0.2>	<4.0>
24	<12.8>	<0.2>	<3.6>	<19.4>	<0.2>	<4.7>
25	<12.8>	<0.2>	<3.7>	<19.4>	<0.2>	<4.9>

【次頁に続く】

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移（続き）

年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
17	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
18	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
19	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
20	12.5	0.1	2.4	7.2	0.1	1.3
21	13.6	0.1	2.5	7.4	0.1	1.3
22	14.0	0.1	2.3	7.7	0.1	1.4
23	14.4	0.1	2.4	7.8	0.1	1.4
24	15.5	0.1	2.8	8.1	0.1	1.4
25	16.8	0.2	3.0	8.2	0.1	1.4
(参考) 標準報酬月額ベース						
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
16	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
17	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
18	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
19	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>
20	<16.8>	<0.2>	<3.2>	<9.4>	<0.1>	<1.7>
21	<17.8>	<0.2>	<3.3>	<9.7>	<0.1>	<1.8>
22	<18.1>	<0.2>	<2.9>	<10.0>	<0.1>	<1.8>
23	<18.6>	<0.2>	<3.1>	<10.2>	<0.1>	<1.8>
24	<20.0>	<0.2>	<3.6>	<10.5>	<0.1>	<1.8>
25	<21.8>	<0.2>	<4.0>	<10.6>	<0.1>	<1.9>

注1 「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

図表 2-4-9 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済		
	総合費用率 実績	総合費用率 実績推計	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>		16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>		17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>		17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>		17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>		17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	<18.5>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	<19.6>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	<20.7>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	18.1	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	18.6	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	18.7	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.9	18.6	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.9	18.6	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522
20	18.2	19.0	15.350	19.9	15.025	19.2	14.800	12.7	11.876
21	19.2	20.2	15.704	19.9	15.154	19.9	15.154	12.6	12.230
22	19.7	20.6	16.058	20.2	15.508	20.2	15.508	13.6	12.584
23	19.3	20.1	16.412	21.2	15.862	20.7	15.862	13.9	12.938
24	19.0	20.1	16.766	24.0	16.216	22.0	16.216	15.7	13.292
25	19.1	20.1	17.120	23.7	16.570	23.7	16.570	15.6	13.646

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 総合費用率の厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-6に掲げる率である。

図表 2-4-10 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績推計
平成	%	%	%	%
15	16.2	13.3	10.5	18.1
16	15.9	14.2	10.7	18.6
17	15.5	14.9	11.0	18.7
18	16.5	15.3	11.2	18.6
19	17.5	16.0	11.5	18.6
20	18.1	17.5	11.8	19.0
21	18.1	17.9	11.4	20.2
22	19.2	19.2	12.3	20.6
23	20.1	19.7	12.6	20.1
24	21.9	20.0	14.3	20.1
25	21.6	21.5	14.3	20.1

(参考) 標準報酬月額ベース

10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<20.7>
15	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<21.7>
16	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<22.3>
17	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<22.4>
18	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<22.3>
19	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<22.2>
20	<24.2>	<23.4>	<15.6>	<22.7>
21	<23.9>	<23.4>	<15.0>	<23.7>
22	<25.1>	<24.9>	<16.1>	<24.3>
23	<26.0>	<25.5>	<16.4>	<23.8>
24	<28.1>	<25.8>	<18.4>	<23.7>
25	<27.8>	<28.0>	<18.5>	<23.7>

注1 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注2 国共済、地共済、私学共済の実績(推計)は、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で厚生年金相当部分を推計した額を用いて算出している。

注3 厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

図表 2-4-12 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
15	4.7	3.7	3.1	3.2
16	4.9	3.9	3.3	3.5
17	4.9	3.9	3.3	3.6
18	5.1	3.8	3.3	3.6
19	5.2	4.0	3.5	3.7
20	5.4	4.1	3.7	3.9
21	5.1	3.6	3.2	3.4
22	5.4	4.1	3.6	3.8
23	5.3	4.2	3.8	3.9
24	4.9	4.3	3.6	3.7
25	4.9	4.2	3.7	3.6

対前年度増減差

16	0.2	0.3	0.2	0.3
17	0.0	△0.1	△0.0	0.0
18	0.1	△0.0	0.0	△0.0
19	0.1	0.2	0.2	0.2
20	0.2	0.1	0.2	0.2
21	△0.4	△0.5	△0.5	△0.5
22	0.4	0.5	0.4	0.3
23	△0.1	0.2	0.2	0.1
24	△0.4	0.0	△0.2	△0.2
25	△0.0	△0.0	0.1	△0.0

(参考) 標準報酬月額ベース

7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	<5.6>	<4.9>	<4.1>	<4.4>
16	<5.8>	<5.3>	<4.4>	<4.8>
17	<5.9>	<5.2>	<4.4>	<4.8>
18	<6.1>	<5.1>	<4.4>	<4.7>
19	<6.2>	<5.4>	<4.6>	<4.9>
20	<6.5>	<5.5>	<4.9>	<5.2>
21	<5.9>	<4.7>	<4.1>	<4.5>
22	<6.4>	<5.3>	<4.6>	<4.9>
23	<6.3>	<5.4>	<4.9>	<5.0>
24	<5.8>	<5.5>	<4.7>	<4.7>
25	<5.8>	<5.4>	<4.8>	<4.7>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-13 保険料比率の推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計				
平成	%	%	%	%	%	%
7	111.9		96.3	123.5	121.4	117.5
8	107.1		96.0	126.3	118.4	144.5
9	106.8		98.9	126.5	115.6	118.8
10	99.1		97.0	117.1	109.5	113.0
11	95.5		92.7	110.7	104.5	114.3
12	90.5		89.9	105.0	99.0	109.1
13	86.2		87.2	101.3	95.8	100.4
14	82.8		84.7	96.4	95.8	94.0
15	76.2		82.9	90.6	93.2	95.0
16	74.3		84.3	85.3	90.9	92.0
17	75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18	77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19	79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20	79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21	77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22	77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23	81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24	84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25	85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9

注 厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。（詳しくは用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照。）